

## 令和4年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第1日 9月7日(水曜日)	
○議事日程 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 (午前 9時00分) .....	5
○開会の宣告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○一般質問 .....	6
森 雅 哉 君 .....	6
橋 本 和 之 君 .....	14
金 子 浩 二 君 .....	23
大 谷 純 一 君 .....	28
○次会日程の報告 .....	37
○散会の宣告 .....	37
散 会 (午前 11時37分) .....	37
第2日 9月8日(木曜日)	
○議事日程 .....	39
○出席議員 .....	39
○欠席議員 .....	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	40
○職務のため出席した者の職氏名 .....	40
開 議 (午前 9時00分) .....	41

○開議の宣告	4 1
○報告第 4 号の上程、説明、報告	4 1
○承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○発言の訂正	4 5
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○認定第 1 号～認定第 5 号の一括上程、説明、委員会付託	6 5
○次会日程の報告	7 0
○散会の宣告	7 0
散 会 (午前 1 1 時 1 7 分)	7 0

第 1 0 日 9 月 1 6 日 (金曜日)

○議事日程	7 1
○出席議員	7 1
○欠席議員	7 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
○職務のため出席した者の職氏名	7 2
開 議 (午前 9 時 0 0 分)	7 3
○開議の宣告	7 3
○諸般の報告	7 3
○認定第 1 号～認定第 5 号の委員長報告、討論、採決	7 3
○議員派遣の件	7 5
○閉会中の継続調査の申し出	7 5
○町長挨拶	7 6
○閉会の宣告	7 8

閉 会 (午前 9時20分) .....	78
----------------------	----

令和4年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和4年9月7日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	柿	沼	英	己	君	1 2 番	小	林	正	明	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和4年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月7日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒卷	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	柿沼	英己	君	12番	小林	正明	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	田島育子	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課長	久保田新一	君

産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	荒 井 稔 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	森 田 晃 央 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

### ○開会の宣告

○議長(小林正明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長(小林正明君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、専決処分事項2件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算3件、同意1件、諮問2件、決算の認定5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和3年度4月分、5月分、そして令和4年度4月分、5月分及び6月分までが監査委員よりなされております。

また、去る8月23日に教育委員会から、千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、併せて報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長(小林正明君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

7番 大谷 議員

8番 森 議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長(小林正明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小林正明君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から16日までの10日間と決定いたしました。



---

## ○一般質問

○議長（小林正明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。今回は、地区役員についてと町内の道路について、幾つか質問させていただきます。

現在、町内の各行政区ごとにいろいろな役があります。それは町からお願いしているものと、各地区で独自に決めているものがあります。区長や民生委員など町から依頼しているものについては、全てを把握していると思いますが、それ以外の役については、基本的には町が直接は関与せず、各地区で独自に行っています。それについては、確かに独自で行っていることではありますが、実際の活動は千代田町の中で住民の役に立つもので、全くの個人的な活動とは異なります。

例えば、自主防災組織については、自主という名称がついていますが、町内にあったほうがよい組織です。それなので、各行政区で、いわゆる役として決めているものについて、町では状況を把握しているかどうかを教えてくださいたいと思います。例えば、育成会、交通指導員、体育協会、子ども会や神社の関係もあります。これらについては、町内の活動を把握しておいたほうがよいのではないかと、何か困ったときに役場職員に相談したときにも、それらを事前に把握していればスムーズになると思います。千代田町で各行政区の役の状況を把握しているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

また、各地区で決めている役員というのは、大体同じような構成になっているかどうか、違いがあるのかどうか、もし分かるようであれば併せて教えてくださいたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、行政区には様々な役員が存在しております。具体例を申し上げますと、区長、副区長、会計、評議員、隣組長といった5つの役職については、一部の行政区で会計など他の役が兼務している場合もありますが、各行政区共通で、毎年、区の役員名簿として提出をいただいております。もちろんこのほかにも民生委員・児童委員や生活環境委員など各種役職員等の推薦を依頼しているものにつきましては、町のほうで状況を把握しております。

他方、育成会や体育協会の地区役員のように地元にお任せし、行政区内のみで完結している役員もございます。こちらにつきましては、役が地区にあるのは把握しておりますが、役員の氏名や活動状

況など町で把握している場合と把握していない場合とまちまちの状況にあります。ただし、自主防災組織につきましては、各地区を災害から守っていただく重要な役割を担っていただいておりますので、自主の防災組織ではありますが、町の連絡協議会が設置されておりますので、会議や研修会等において、各組織間で情報の共有化を図っていただくとともに、総務課、危機管理室においても、自主防災組織の活動内容の把握に努めるとともに、地区防災計画の策定などをお願いしているところでございます。

また、消防署や警察、交通安全協会など町以外から委嘱されている役員につきましては、各機関が把握しておりますので、その都度、町から活動状況を確認しております。

活動内容の共有化という点では、これら全ての役員について町で把握しておいたほうが、地区からの相談や問合せにも迅速に対応できると思いますので、今後、区の各種役員の現状につきましては、区長会等で情報の共有化を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、各地区の組織につきましては、町に関係する団体で、各地区で決めていただいている役員につきましては、人数に違いはありますが、活動の目的は同じでありますので、ほぼ同じ構成になっていると認識しております。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。状況がよく分かりました。情報の共有化については、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問です。町の役員については、活動が行われていないものを廃止したり、逆に必要な役を増やすということがあると思いますが、それは随時行われているのか、あるいは定期的に関係者が集まって検討しているのかをお聞きしたいと思います。

役については、場合によっては各行政区の連携などもあります。もし先ほどの質問のように、各行政区で独自に行っている役について、各行政区の枠を超えて連携したほうがよい場合などは、町で全体を把握して、何か連携のアドバイスを行ったりするとよいとも思います。それを含めて町の役員についての見直しなどを行っているかどうか、その辺の現状を教えてくださいませんか。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

役の見直しにつきましては、その背景にあるのは成り手不足という問題であります。その要因につきましては、仕事や家庭の事情であったり、年齢的なことであったりと様々であります。ここ数年、役を受けてくれる人がなかなか見つからないといった声が町に多く寄せられていることも事実です。見直しの検討につきましては、町といたしましては幾つかの役員の定数削減を今後検討していく必要があるとの認識ですが、具体的には動き出しておりません。行政区からの相談があった際には、その状況を把握するとともに、所管する課、局への連絡や、他の自治体の事例などを調べるなど対応策を

協議しております。

議員がおっしゃるように各地区の状況を把握できていれば、その情報を基に、同じ悩みを持つ地区へアドバイスができるかと思えます。人口減少の大きな波が、役員の成り手不足や各種団体の加入者の減少にも影響を及ぼしているわけではありますが、町内の事例として体協区や子育て活動のように複数の行政区がまとまって活動しているものもありますので、役職員の見直しと併せて、他の地区との連携を含めた対策の検討など、地元と一緒にあって課題解決に取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。見直しについては、恐らく宗川課長とか高橋町長はうまくやっていただけたと思いますので、今後に期待しております。ありがとうございます。

それでは、次の質問です。区長の仕事内容などは文書化されているということは聞いたことがあります。ほかの役員についても、役割や仕事の内容について文書化されているかどうかは大事な点だと思います。何かの役をお願いしに行くときに、それを受けるかどうかの判断をするとき、どんなことをするのかということが明確になっているほうがすっきりします。また、役を受けた後に、こんなにやることが多いのであれば引き受けなければよかったということもなくなります。

それと、今まで慣例的に続いてきたもので、前の役員さんはやっていたけれども、ほかの行政区の同じ役割の人はやっていないというようなものもあると聞いています。そういうときに、前の人はやっていたのだから、あなたもやってくださいと言われて、ほかの地区では行われていない、本来であればやる必要のないことをやらなければいけない状況が発生しているという事例もあります。それなので、その役員の活動内容について明確にしておく、全ての行政区で同じになるので、不平等な感じがなくなります。

また、誰かに、何か本来のやるべきこと以外のことをいろいろと頼まれてしまって、やることが多くなりそうときでも、断りやすくなるのではないのでしょうか。あとは、会計などの書類関係や引継ぎをするときの手順も、はっきりしておいたほうがスムーズになっていいと思います。町からの委嘱に関する条例や規則の中で、具体的な事務内容などが書かれていると思いますが、職務についてだけをピックアップした書類があると分かりやすいと思います。今のところ町のほうで全ての役について、そのような書類はないように思いますので、そのような取組みをされているか確認のために質問させていただきます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えします。

区長さんへ役員の推薦を依頼させていただく際には、区長会の会議の中で所管する課、局から仕事内容や任期などについて、活動内容などの資料を基に説明した上で依頼をさせていただいております。役職によって任期は異なりますので、依頼させていただく時期も異なります。基本的な活動内容は文

書化しておりますが、地区ごとに活動内容が若干異なる場合もあるようです。詳細を明記し、画一的な活動をお願いした場合、長年、各地域で培ってきた活動を否定しかねないことになるため、基本的な活動内容のみを記載しております。また、議員のおっしゃるとおり、会計などの書類関係や引継ぎするときの手順については、明文化しておいたほうがよいと私も思います。

昨年ですが、区長会の中で、区に対して推薦依頼している役員のそれぞれの職務内容や人数などを知りたいとの要望がありまして、委員名、役割や主な職務、定数、任期、報酬などをピックアップした資料を作成いたしまして、前年度の区長さんにお渡しをさせていただいたところでございます。現時点の資料では、全ての役員情報がカバーできていないため、必要に応じて追加していくなど、行政区にとって少しでも有効な情報となるよう、内容の充実に努めてまいります。

町としましては、役員の仕事内容の文書化の改善を図ってまいります。新たに役をお願いする際には、相手に文書をお渡しして説明していただくことは大前提となっておりますので、区長さんには役員を見つけていただく際、相手の方に活動内容の文書を渡していただくよう再度お願いをしたいというふうに思います。

まちづくりや行政運営を進める際に、地域の特色や自主性を生かすことは重要な要素の一つであり、尊重しなければならないことでもありますので、役員の活動内容の文書化につきましては、これらを考慮して作成してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かに文書を整理したときに、今までやってきたことを否定してしまうというようなことも考えられますので、その辺は慎重にやっていただければと思います。

あとは、実際、その役を探すというのは、区長さんだったり町内の方ですので、そういう書類があると利便性も増すと思いますので、先ほど言ったような必要に応じて作っていくということで、それもまたお願いしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

次の質問をさせていただきます。町の役員については、成り手不足の問題があります。これは以前からもあったと思いますが、先ほど宗川課長もおっしゃっていましたが、近年では増加傾向にあるという話も聞いています。役場として、例えば区長になる人がいないというような場合には、どのような対応を取るのでしょうか。誰か見つかるまで不在のまま進めるのか、後任が見つかるまで引き続き前の人が行うのか、あるいはほかの地区の人が兼任するのかなど何か決まっているのか、あるいはケース・バイ・ケースでその都度考えるのか、その辺りをお聞きいたします。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えします。

全国的にも課題とされる成り手不足については、行政区の代表的立場となる区長においても例外ではありません。近年、核家族化、高齢化等の進展に加え、コロナ禍の影響で活動が滞り、地域の連帯

意識にも影響を及ぼすなど取り巻く環境は日々変わってきています。

こうした状況の中で、区長の職務については、地区住民が安心して快適に暮らすために、行政とのパイプ役として連絡調整をはじめ、防災や防犯、交通や環境など地域住民の生活全般に関し、多岐にわたる内容となります。行政区内での課題解決や地域活動でのリーダーシップなど、その責任の重さを負担に感じる方も少なくないと思われます。

ご質問の仮に区長の成り手がいない場合の役場としての対応ですが、現状で考えられる範囲では、副区長や会計が決まっていれば、区長が決まるまでの間、代理をお願いすることになると思いますし、三役全員が決まっていない場合は、前任者や区長経験者をお願いすることも選択肢の一つであると考ええます。区長に限らず後任が見つからなかった場合につきましては、特に対応方法に決まりはなく、その都度、協議している状況にあります。

町としては、役員さんの負担を少しでも減らす取組みを始めておりまして、例えば地区の負担軽減のために毎戸配布や回覧物を集約して、配布物を減らす取組みや会議の集約化などを行っております。少しでも役員の方が活動しやすい環境づくりを今後も続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。少し確認したいのですけれども、もし探し続けて誰もいなかった場合、穴が空いている状況のときは、見つかるまで探し続けるのか、あるいは成り手がいないということで一旦探すのをやめてしまうのかとか、方針としてはどちらになるのでしょうか。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

どうしても区長さんがずっと見つからなかった場合なのですけれども、そういった場合、探すということで、決めていただく努力はずっとしていただくとともに、配布物等については、例えば副区長さんとか隣組長さんに、役場で、そこまでお持ちするとか、そういった対応をしながら、並行して作業を行っていただくというような形になると思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、宗川課長が述べたとおりなのですけれども、以前にも千代田町は、今から20年ぐらい前ですか、数年、行政区で区長が見つからなかったことがあるのです。そのときは、前任の区長さんが代理ということで受けていただきました。もし今後も、区長さんに限らずそのようなことがある場合は、各行政区で努力をしていただくのがまず初めです。それから、行政のほうに相談をしていただきながら、それで各行政区といろいろ相談しながら、そこはフォローしていきながらやっていただくということです。

全国的にいろんな役職は、こういう問題が発生しているのかなと思うのですが、我々の1万1,000人規模の町ですと、まだそこまで到達する前に、今までどおりやっていたらよければいいのかなと思っていますので、ぜひ議員さんのほうも選ばれた議員さんですから、その辺は各行政区のほうで皆さんも相談に乗って、区長さんといろいろ相談に乗りながら役職を探していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。道路の計画についてです。今後の都市計画道路についてお聞きいたします。ちょうど町役場の東側です。駐車場のところですか。そこは邑楽千代田線という都市計画道路になっています。都市計画道路というと、現在は旧保健センターの辺りの赤岩新福寺線の工事が進んでおり、その開通が最優先されていると思います。

そして、その道路が完成すると、次の候補として幾つか計画されている道路がありますが、もし利根川新橋への道が具体的なものとなっていない場合には、土地買収なども動けないと思います。そうすると、次の候補としては、ここの邑楽千代田線が上がってくるのではないかと考えています。これについて、邑楽千代田線についての優先度、あるいは計画について、現在分かっている範囲で教えてくださいませんか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路邑楽千代田線の優先度や今後の計画についてでございますが、都市計画道路邑楽千代田線は、邑楽町と千代田町の都市構造と市街地の発展の動向を踏まえ、機能的な都市環境の向上並びに交通の円滑化を図るという目的で、邑楽町と千代田町にまたがる延長約3.9キロメートルについて、平成12年度に都市計画決定されました。

起点が邑楽町の篠塚大黒、終点が千代田町の赤岩五ツ塚で、具体的には邑楽中学校の南側の国道354号線のコンビニエンスストアがある交差点から南へ鞍掛第二工業団地、サントリー株式会社様の西側を通り、千代田町役場の東側を抜けて都市計画道路、赤岩新福寺線までとなっております。

現在、本町では、近隣市町を結ぶ重要な東西交通軸であります都市計画道路赤岩新福寺線と、その延伸道路について、令和6年度の供用開始を目標に用地取得や関係機関との協議を進めているところでございまして、まずはこの延伸道路の事業完了を第一優先に進めてまいります。延伸事業の完了後、次に事業を着手する都市計画道路の路線といたしましては、赤岩新福寺線と国道354号線を結ぶ主要な南北軸であります邑楽千代田線の優先度は高いと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。なかなか進んでいないように思っていたので、そういうふうにお答えいただいてありがとうございます。

今、菊屋さんの北側、やはり信号がすごく不便で、路線バスなんかも結構困っていると思うのです。あそこ感応式にしてほしいというと、その先がやっぱり細い道なので、感応式にもできないと聞いたことがありますので、あの辺が解消されるとすごく便利になりますので、引き続きその辺の計画のほうをよろしく願いいたします。

次です。邑楽千代田線について、引き続きお聞きいたします。千代田町役場に大型バスが楽に入ってくるできるように少し道を広げる予定があるかどうか、また北のほうですが、菊屋食堂さんの辺りの道を広げて、その北側の信号機の辺りからサントリーさんの今言われたところですか。この邑楽千代田線をずっと幅の広い道路にしていくのか、そのときには、やはり歩道もしっかり確保していただきたいのですが、その辺の様子をお聞かせいただければと思います。

それと、赤岩新福寺線が開通するときには、それを見越して大型バスが入ってこられるような設計にしているのかも併せてお聞きいたします。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路の決定に当たりましては、その道路の幅員が何メートルなのかを定めることとなっております。都市計画道路邑楽千代田線につきましては、平成12年に都市計画決定された際に、幅員は17メートルと定められました。また、交差点部におきましては、右折帯が必要となることも考慮し、18メートルで計画されております。

ご質問の少し幅を広げるのか、またある程度の幅員でいく予定なのかという点でございますが、邑楽千代田線は、千代田町役場の東側の道路やサントリー株式会社様の西側の道路など既存の道路を極力生かしつつ、直線または緩やかなカーブとなるように計画されております。場所によっては、既存の道路がない場所もございます。既存の道路を生かす部分に関しましても、現道の道路幅では計画されている17メートルや18メートルの幅員に足りませんので、基本的には関係する地権者の皆様方のご理解をいただきながら、計画されている道路幅員が確保できるよう、用地の取得を行いながら事業を実施していくことになろうかと思っております。

歩道に関してでございますが、邑楽千代田線の標準的な幅員構成は、センターラインを挟んで両側にそれぞれ3メートルの車道、車道の外側に1.5メートルの路側帯、更にその外側に4メートルの歩道が予定されておりますので、事業が完了した際には、両側にしっかりと歩道が整備されることとなります。こちらにつきましては、都市計画道路赤岩新福寺線と同じ幅員構成となっております。

また、赤岩新福寺線が開通したときに、大型バスが入ってこられるかというような設計になっているのかという点でございますが、邑楽千代田線が整備されれば、幅員17メートルの広い道路を通ってくることも可能になります。整備されるまでの間は、赤岩新福寺線から千代田医院様とセイムス様の間の既存の道路を通っていただくこととなりますが、大泉町方面、また明和町方面からの右左折による進入につきましては、隅切り部を設けることで、今の現状よりは改善されるのかなと思っております。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。状況がよく分かりました。

今現在、やはり中学校の前は結構飛ばす車がいまして、警察の取締りをやっただいていてるところも見かけるのですけれども、やはりちょっと子供たち危ないなと思うところもありますので、できればできるところから整備していただければと思います。

では、最後の質問になります。令和3年の千代田町都市計画マスタープランでは、37ページに街路灯の設置により暗がり解消し、安心して歩ける歩道の確保に努めまると書かれています。夜に車で走っていると、先ほど話をしていた役場の東側の道、菊屋食堂さんの辺りは街路灯が少なく、夜は結構暗くなります。学校帰りの高校生が自転車に乗っている姿もよく見かけますし、歩いている人もいます。また、県道の熊谷館林線、役場からだと東方面です。鍋谷から野辺町の交差点への道も、新谷田川辺りは夜はかなり暗くなっています。ここもよく自転車を見かけます。

このように都市計画マスタープランでの街路灯の設置について、早急に行ったほうがよい場所が幾つかあると思います。現在、暗がりだと認識している場所や街路灯の設置予定の計画などがあれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

千代田町都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針としておおむね20年後の都市及び地域の将来像を示す計画であり、都市環境の方針において街路灯の設置について記載をしております。

既存の道路における街路灯の設置は、防犯灯設置事業において対応しており、現在、町内に約1,300基弱が設置済みとなっておりますので、住宅地周りにおいてはおおむね防犯灯が設置されている状況にあると思います。防犯灯の新規設置予定につきましては、通学路や犯罪等の発生、もしくはおそれのある防犯上必要と認められる箇所を中心に設置を進めております。また、地域からの要望についても地元区長を通じ要望を受け取り、現地確認の上、設置を行っているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、主要地方道熊谷館林線の高田橋付近など住宅地から離れたところでは暗がりが見受けられますので、今後、設置について教育委員会など関係部署や警察などと協議し、通学路や防犯上必要と認められる箇所を中心とし、地域の要望も確認しながら、防犯灯の設置を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。たまたま私が気づいたところを今回話させていただいたのですけれども、町内全般でいろんな方と協議しながら進めていただければと思います。いろい



ろとありがとうございます。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林正明君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思っております。

私の質問は、田島新教育長へ今後の教育行政方針についてをお伺いするのですが、初めは個別の課題と思われることについてお考えを聞いていき、最後に総括として田島教育長の今後の抱負についてお話をお聞きしたいと思っております。

それでは、まずはコロナ対応についてのお考えを聞きたいと思っております。夏休みから全国的に第7波のコロナ感染に襲われています。対応については、国や県からの大枠としての指示があると思っておりますが、運動会や修学旅行など現場で決めていくこともたくさんあると思っております。そういう意味では、今年の子ども議会の開催が3年ぶりに行うことを同意いただきましたことは、感謝しているところであります。

それでは、教育長が考えるコロナ対応についてのご答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 初めてですので、よろしく申し上げます。では、ご質問にお答えいたします。

コロナ対応につきましては、これまで行ってきた内容と大きく変わるところはございません。今のところ3つの段階で考えております。まず、第1段階としましては、感染予防対策です。国、県の方針に従って、うがい、手洗い、消毒、マスクの着用、それに体温管理の徹底と部屋の換気、それから啓発活動などを学校や各公共施設に指示しています。また、学校におけるマスクの着用につきましては、熱中症予防との兼ね合いを考慮しながら、マスク脱着の使い分けを子供たちに伝えていくことも重要であると考えております。

第2段階は、コロナ発生時の対応として、各機関と連携を図りながら、検査、報告、自宅待機など迅速かつ着実に対応いたします。

第3段階では、事後対応として、登校してきた児童生徒の心身のケアと欠席中の学習内容の保障に力を入れたいと思っております。学校教育や社会教育の場で感染リスクの高い活動を控えることはもちろん重要なのですけれども、コロナだからといってすぐに全ての活動をやめてしまうのではなく、活動内容を工夫して、できる範囲で行えるように考えていきたいと思っております。

また、感染拡大の状況が見られた場合、学校では全体を臨時休校にする場合も余儀なくされますが、時差登校、分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドの学習形態も考えていきたいと思  
います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 3段階で対応していくということで、心強いご意見をいただきましてありが  
とうございます。

コロナ対応については、今後も第8波、第9波があると思いますが、国の対応もウィズコロナとし  
て感染防止をしつつ、コロナ前の社会経済状態に戻していく方針になるようでございますので、なる  
べく多くの行事がコロナ前に戻せるようにしてもらえればと思います。

次に、タブレットの活用について教育長のお考えを伺いたいと思います。小学校のあるお母さんか  
ら聞いた話なのですが、埼玉県の自治体では、教室と自宅で同じ授業を行う、先ほど教育長もお話が  
ありましたが、ハイブリッド授業なるものを行っているようでございます。この授業は、感染した児  
童生徒が増えてきた場合に、感染者として、あるいは濃厚接触者として自宅待機中にも同じ授業が受  
けられますし、密を避ける意味でも有効かと思えます。本町でも1人1台端末のインフラは整ってい  
ますので、取り入れてみてもいいのではないかと思います。いかがお考えになりますか、教育長に  
お伺いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

国の方針もあって、ここ数年で一気に加速したタブレットの導入なのですけれども、本町では、実  
は10年くらい前から導入を進めております。先生方の研修内容も、ほかの自治体より進んでいると自  
負しております。そのため、令和2年度から令和4年度まで東小学校なのですけれども、先進プログ  
ラミング教育実践モデル校の指定を受けて、本年12月には公開授業を控えております。

授業におけるタブレットの役割は、文房具の一つとして活用されることが理想であり、個別最適な  
学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた有効活用が期待されています。また、学校の授業では、  
調べたり、意見交換をしたりと必要に応じた有効活動を実践しつつ、働き方改革が叫ばれる中で、業  
務改善の一旦を担うことも期待しております。

ハイブリッド授業につきましては、昨年度、千代田中学校において新型コロナウイルス感染症の濃  
厚接触者等により出席停止となった生徒のうち、希望者を対象に授業の配信を行いました。学校にお  
ける授業の基本は、登校して対面で行う授業が理想的ではありますが、様々な事情により登校  
できずにいる児童生徒に対しては、学校の授業を配信するハイブリッド型の授業を提供したいと考  
えております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 千代田中学校では、既に取り組みましたと、希望者を対象にということでしたので、よかったかなと思います。せつかくのGIGAスクール構想で、1人につき1台のタブレットが配付されておりますので、本当に有効活用を望みたいなと思います。

次に、英語教育についてお尋ねしたいと思います。前任の岡田教育長の方針で、英検の受検料無償化や小中各校へのALT配置など本町では英語教育に力を入れてきましたが、田島教育長は、今後どのような英語教育の方針をお考えになっているのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

英語教育は、国際理解教育の中で重要な位置を占める大切な教科でもあって、活動を通して子供の意欲を高める教育でもあります。英語教育は、これからの時代を生きる子供たちにとって必要不可欠な学びであると考えています。

本町では、これまでこども園から中学校までALTを配置した英語教育や、教育課程特例校申請による特別な教育課程を編成し、小学校低学年の外国語活動の時間を設け、英語活動を推進してまいりました。英語の受検料無償化も実施しています。

また、小学生を対象としたイングリッシュキャンプを開催し、別の企業のALTを講師に迎え、中学生にはボランティアとして参加していただき、小さい頃から英語に慣れ親しむイベントも実施しております。教育の結果を即日期待するのは少々難しい部分もありますけれども、今年度は今までの英語教育の成果を図る一つの方法として、スコア型英語4技能テストGTECを実施する予定です。その結果も踏まえながら、来年度の対策を考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） GTECなのですが、本当に私ちょっと期待しているというか、今までの英語教育に力を入れてきた結果というのでしょうか、ある程度見えるのかなと思っているので、大変期待しているところではあります。英語教育について、本町は特例校にも指定されておりますし、今後も英語教育の千代田町として一層アピールしていただきたいと思います。

続きまして、部活動について質問したいと思います。国からもなるべく外部に委託するという方向性が出ていますが、部活動指導員を含め地域の人材に委託をする考えについてお聞きしたいと思います。2日前の上毛新聞で、本町の女子バドミントン部が地域人材に委託している記事が掲載されておりました。実際に運営していることを含め、地域の人材委託についての教育長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えします。

国の方針により、部活動を地域に委託しようとする考えは徐々に進んでおります。その理由として、先生方の働き方改革というのがクローズアップされておるところなのですが、少子化の影響で生徒数が減り、部員不足でチーム編成が難しい学校が増加しているという事情もあります。現在、千代田中学校では、スポーツ庁の事業を活用して部活動指導員を配置し、部活動の地域連携についての実践研究を行っております。また、今年度のみではありますけれども、休日の文化部活動を地域へ移行するため、県内で唯一、文化庁の事業を活用したモデル事業も実施しております。そして、町教育委員会のスポーツ振興係を中心に、生涯スポーツの実践として多種多様なスポーツ教室を計画、実施しています。

部活動指導員に委託するメリットは、個々の選手に細やかで専門的な指導が入るため、子供たちの潜在能力を引き出せる可能性があること、そして先生方にとっては時間的、精神的な余裕が生まれ、生徒一人一人とじっくり向き合うことができるという点にあると考えます。反面、最大の課題は、部活動指導員の確保です。これまでも子供たちのために協力したいというお話は、多く寄せられております。ご自身の仕事との折り合いがつかず、困難を極めているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長、ちょっと二次質問をさせていただきたいと思うのですが、先ほどおっしゃられていたモデル事業、本年度に限って行っているというお話ですが、それが先ほどのバドミントン部のお話なのかどうか、違うのかどうかも含めてお答えいただければと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 質問にお答えいたします。

今年度の事業につきましては、文化部を対象にしておりますので、バドミントンはまた違う考え方で行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） いろいろ取り組まれている様子なので、大変よかったかなとは思いますが。地域への人材委託なのですが、教育長がおっしゃられたように人材不足というのか、成り手不足というのでしょうか、やっぱりなかなか受けてくれる方はいらっしゃらないのだろうなとは思っているところであります。ただ、教員の長時間労働問題と専門の指導員による部活動のレベルアップを同時に解決できるために、人材難が続くようであれば、本町だけではなく、広域で取り組むのも一つの

手なのかなと思っておりますので、そういったこともご検討していただけるといいのかなと思います。

次の質問に行きます。次は、適応指導教室についての考えをお聞きしたいと思います。田島教育長は、教育長就任前に適応指導教室に4年間携わっていただきました。それを踏まえての適応指導教室への感想と課題についてと、先ほどタブレットの活用で質問したハイブリッド授業も適応指導教室の運営にこそ有効と私は思います。それは数年前にGIGAスクール構想の新聞記事の中で、教室に通えない子供にとっては大変ありがたい話との記事を読みまして、適応指導教室とハイブリッド授業は相性がよいと思うようになりました。ハイブリッド授業も含めて適応指導教室についての教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

不登校に対する考え方は、ここ数年で変化していて、学校のほかに個々の事情に沿って学べる場所も増えております。適応指導教室は、その居場所の中で最も学校に近い教室であり、学校と連携を図りながら、学校教育と同様に学習ができる場所でもあります。学校の集団の中では、自分を出せない子供でも、適応指導教室では自分のペースで、自分の個性を出しながら、指導員や地域の方、教室の仲間、他の自治体の適応指導教室の方々と関わることで日々成長しております。また、保護者も悩みや不安を抱える方が多く、支援員との面談や雑談を通して少しでも心が軽くなることを願っています。

課題といたしましては、活動場所や活動費、支援員の確保であり、町民の方々の理解を得るための啓発活動も重要であると考えます。そのため私は、本町に適応指導教室があるということ、それから子供たちが不登校という色眼鏡で見られないように、個々の頑張りを理解してほしいということを皆さんに説いていきたいと思っております。

ハイブリッド授業については、適応指導教室ではかなりタブレットを活用しています。タブレットを毎日開いて、担任の先生から送られてくる授業内容や連絡事項を確認しています。そんな形でタブレットを使っております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 適応指導教室でハイブリッド授業がされているということで、よかったなと思っております。

ちょっと二次質問をさせていただきたいと思うのですが、先ほどやっぱり成り手不足というのですか、先生の不足という話がちょっと出ましたけれども、先生、田島教育長はもともと適応指導教室におられたので、教育長に就任するに当たって1人欠員が出てしまうと思うのですが、その辺のお手当てというのでしょうか、次の後任の方というのは無事就任されているのかどうか確認できればと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、質問にお答えいたします。

自分が抜けた後なのですけれども、2人、時間的にちょっと短く短くなのですけれども、お二人の方をお願いをして、後を継いでいただいています。お二人とも教科もばらばらですし、適応指導教室の中で中3の受験体制も整えられるだけの教科配分になっていますので、大丈夫かと思えます。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 先生も足りているということで、安心いたしました。4年間教育長が携わってきた適応指導教室でございますので、そのお考えを今後実行していくことで、より児童生徒が通いやすく、過ごしやすい適応指導教室にこれからもなっていくことを期待したいと思います。

次の質問に行きたいと思えます。次は、いじめと虐待についての考えを聞きます。いじめは、もう何十年も前から教育現場の課題ですし、社会に出てからもいじめは実際にあります。社会のいじめは、現在ではパワハラをはじめとするハラスメント問題として注目されているところでございます。そう考えると、学校時代のいじめはハラスメントへ続く入り口なのかもしれません。

虐待については、親がする、親の同居人がする、祖父母がするなどいろいろなケースがあると思えますが、以前に比べてメディアで取り上げられることが多くなり、発見されやすくなっているのではないかと個人的には思っています。

それでは、教育長にいじめと虐待の現状とお考えについてをお聞かせいただければと思えます。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

誰もがいじめはやってはいけないことと頭では理解しております。学校では、いじめ防止を危機管理の重要事項と捉え、いじめについて話し合い、人権教育に力を入れ、情報モラルについて繰り返し指導するなど様々な方法で子供たちに考える機会を設けております。

しかし、残念ながらゼロにはならないのが実情です。近年、SNSなどによるいじめの増加を踏まえ、主体的にいじめ防止に取り組める集団をつくるため、日常の問題を子供自身が話し合って解決する風土をつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていくことが大切だと考えます。

また、虐待なのですけれども、外見からは学校の中では見つけにくい部分もあり、子供の表情や体重の変化などに気づいたときに、学校ではすぐに対応しています。虐待は、保護者の価値観や考え方に食い込む必要があり、これもゼロにならない難しい事案です。私はいじめも虐待も早期発見、早期対応、地学連携がキーポイントであると考えております。子供の変化にできる限り早く気づき、心の傷が深くならない段階で対応しなければなりません。そのためには、大人による子供への見守りが重

要です。そして、変化に気づく目、気づいたときにいち早くかける言葉、情報の共有、それから情報をつなぐシステム、個人の資質の向上、システムを整理して共有しておくことが大切であると考えます。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長がおっしゃるとおり、いじめと虐待は残念なのですけれども、なくなることはない永遠のテーマだと思いますので、教育長の本当にご答弁にもありましたけれども、現場の皆さんで早期発見に努めていただいて、情報も共有していただいて、適切に解決へと導いていてもらいたいと思います。

次の質問に行きます。最近、メディアでヤングケアラーについて目にする機会が多くなったと思います。当議会でも昨年の6月議会で、大澤議員が一般質問で取り上げましたが、住民福祉課からの回答は、本町には該当者はいませんということでございました。本町には確かにいないのかもしれませんが、ほかの自治体も含めまして、ヤングケアラーは最近出てきた課題でございますので、住民福祉課に尋ねても、まだ該当者はいませんとの回答になるように思います。

それよりは、対象者が児童生徒なので、教育現場に該当者がいるのではないかと尋ねてみる、あるいは教育現場に気づいてあげて、対象者を見つけ出し、しかるべき機関につなげてあげることをお願いする必要があると思います。このことは、最近のコロナ禍で失業などにより、女性の貧困問題の中でも生理の貧困がメディアで取り上げられることがあります。この生理の貧困も最初に表れるのは、一番弱い立場にある子供になるのだらうと思います。そうすると、先ほどのヤングケアラーと生理の貧困をいじめや虐待と同じように、現場の教師がいち早く異変に気づき対処してもらいたいと思いますが、教育長のお考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

新聞報道をはじめメディアなどで取り上げているヤングケアラーとか貧困の問題につきましては、現時点では本町には報告が上がっておりません。もちろんこれらの問題につきましても、前のご質問と同様に早期発見、早期対応、地学連携が重要であります。学校では、子供の欠席が続いた場合、不登校も含めヤングケアラーや貧困についても可能性を考慮しながら対応していきたいと思います。気づいたことがありましたら、地域の目も大きな力を発しますので、学校や教育委員会にご連絡をいただき、町全体でお互いに連携しながら、子供たちの健やかな成長を見守っていかれたらと考えております。

本町では、保護者などから申請があった場合、要保護・準要保護児童生徒の認定を行い、経済的に支援する制度を整えております。また、申請がなくても気になる事案を認識した場合ですけれども、

本町に配属されているスクールソーシャルワーカーの力を借りて家庭訪問なども行っております。しかし、デリケートな問題でもありますので、問題が生じたときには、関係機関と協力し、慎重かつ迅速に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） ヤングケアラーにつきましては、公共広告機構、ACジャパンのCMによると、17人に1人の割合でいるということでございますので、いるだろうという前提で積極的に探す努力をしてもらいたいと思います。そして、専門の部署へ速やかにつなげることで、困っている家庭を救う流れができるといいのかなと思うところでございます。

それでは最後に、教育長のご就任に当たり、田島教育長が考える教育行政と今後の抱負についての総括を聞かせていただければと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

まず、本町の教育環境を整えたいと考えております。具体的には、小さな子供から年を重ねた方まで、生涯学び続けることができる環境を構築したいと思います。芸術、文化、スポーツの振興をより一層推進し、町民の方々には楽しみながら、一人一人の手で千代田町を育てていただき、千代田町ってすてきな町だなと町外の方に言ってもらえるような、そんな教育行政を理想としております。

学校教育については、教員だった頃と基本的な考え方は変わっておりません。本町の未来を担う子供たちを、千代田町が大好きなちよだっ子として育てることに大きな目標を置いております。学習を進める中で、本町のよさをたくさん発見し、自慢できる千代田町に住む。自分を誇りに思い、ちよだっ子として強く生きていける子供を育てたいなというふうに思っております。また、自分の個性や好きなことを大切に、それを強みにできるような子供を増やしたいとも考えております。各学校には、年間指導計画などの見直しをお願いしているところでございます。

そして、学校教育を卒業された方々には、様々な活動を通して自分の生きがいを見つけてほしいと願っております。リカレント教育という言葉がありますが、この言葉は学校教育から一旦離れ、社会に出た後も、それぞれの必要なタイミングで再び教育を受けるという意味を持っています。年齢に関係なく、学びたいことや体験したいことを発見していただきたいと思っております。そのためには、町の公共施設や行事などを活用して、ご自身のタイミングで学びを始められるような環境も整えたいと考えています。

次に、人と人をつなげることを重要視したいと思います。本町は、つながりという点でとても優しい町だと実感しています。その上で、大人ができることは何だろうというふうに考えたときに、子供たちのためにいろいろな種類の種をまくことではないかと考えました。具体的には、芸術、文化、ス



スポーツ、伝統芸能、あるいはたくみの技術など、それぞれの大人がご自分の持っている強味を生かして、子供と関わる体験の機会をつくることです。種の種類が多ければ多いほど、子供たちは自分に合った芽を探して、時間をかけて花を咲かせることができると信じています。ですから、大人の方々には、ぜひ子供たちと一緒に体験活動をしなが、千代田魂を伝えていただきたいと思っております。

では、子供ができることは何だろうというふう考えたときに、自分の周りを見渡して、自分に合う芽を見つけることと同時に、千代田町の優しさと大人に甘えることではないかと思いました。甘えれば甘えるほど自立できるという振り子の法則というのがあるのですけれども、それが大事なかなというふうに思います。具体的には、子供が多くの疑問を持ち、それが好きかどうかを確認するためにも、様々な体験を通して大人から楽しいことを吸収し、自分のものとして楽しむくらいがよいかというふうに思っております。そのため、教育行政としては、関わりの方、吸収の方を設定することにより、可能な限り力を注いでまいりたいと思っております。

町制40周年を迎えた今年度、町全体が新たなステージに向かって動き出しました。これを契機に、町民の皆様には公共施設をたくさん利活用していただき、多くの方と関わりながら、新しい千代田町を皆さんの手でつくってくださいと声を大にして伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） いろいろお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。中でも、最後、利活用をしてくださいということで、どちらかという教育長のスタンスがしてあげるといよりは、皆さんでつくってってくださいねと、それがすごく私も非常に重要ではないかなと思っております。いいまちづくりというのは、やっぱり町民がそれぞれ参加してつくっていくものだとなんか思っているもので、そういうふうに町全体でしていけるといいのかなと思っております。

また、世代間交流でしょうか、大人と子供で積極的に関わっていくということも進めていってもらえるといいのかなと。

もう一つ、大人に甘えることがという話がありましたけれども、なかなか私、子供に甘えさせなかったものですから、うーんというところでちょっと考えさせられることがございました。

今おっしゃったような田島教育長の方針の下、それらを今後の教育行政の運営の中で一つ一つ実践していただければ、誰からも千代田町の学校教育は素晴らしいと言われるようになるのだろうなと思われました。私も微力ながら議員として、また一町民として協力、応援をしていきたいと思っております。

これで、私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で6番、橋本和之議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時11分）

---

再開 (午前10時30分)

○議長(小林正明君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、金子議員の登壇を許可いたします。

1番、金子議員。

[1番(金子浩二君)登壇]

○1番(金子浩二君) 議席番号1番、金子浩二です。議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

近年、本町を取り巻く広域道路ネットワークに関する動きが活発になっておりますので、現状の確認と整理の意味を込めて質問させていただきます。令和3年9月に足利市議会議員有志による国道293号延伸促進議員連盟が発足し、人流や物流の活発化を図るため、国道293号を南へ延伸させ、県内の国道122号、354号へのアクセス強化、また利根川新橋架橋による埼玉県及び都市圏への交通網を確立させるとしています。

更には、地元邑楽郡選出の森昌彦県議が、令和元年9月と令和4年6月の2度、群馬県議会定例会において、西邑楽三町広域幹線産業道路、今後の道路政策、利根川新橋の架橋について一般質問されました。その件については、県土整備部長からも前向きな回答をいただいたと認識しております。

そこで、埼玉、群馬、栃木を南北の道路でつなぐ国道293号延伸、西邑楽三町産業道路、利根川新橋、この3つを含めた広域道路ネットワークについて、どのような動きがあるか伺いたいと思います。須永企画財政課長をお願いします。

○議長(小林正明君) 須永企画財政課長。

○企画財政課長(須永洋子君) ご質問にお答えいたします。

まず、国道293号延伸についてですが、金子議員の質問にもありましたが、令和3年9月に足利市議会議員有志による国道293号延伸促進議員連盟が発足しております。11月には利根川新橋建設促進期成同盟会の副会長である足利市長と共に、栃木県への要望活動や期成同盟会会長である熊谷市長への訪問を行うなどの活動をしております。また、より広域的な道路交通網の整備に向けて、足利市議会を中心として利根川新橋広域幹線道路建設促進議員連盟会の設立に向けた署名活動を行っているとのこと。

次に、西邑楽三町産業道路についてですが、令和元年9月に大泉町、邑楽町、千代田町の首長連名で、(仮称)西邑楽三町地域広域幹線産業道路整備についての要望を群馬県知事に行っております。その後、群馬県議会において度々一般質問がなされておりますが、令和2年12月に策定された現在のぐんま・県土整備プラン2020には盛り込まれていない現状にあります。

最後に、利根川新橋を含めた広域道路ネットワークについてですが、利根川新橋については議員もご存じのとおり、利根川新橋建設促進期成同盟会の要望活動を中心に行っているところであります。

群馬県については、県土整備プランに災害レジリエンスのNo. 1の実現、防災インフラの整備として着手に向けて検討する事業として掲載されていることから、要望活動という形ではなく、毎年活動報告を行っており、令和3年度は千代田町として利根川新橋建設に向けた活動報告及び国道293号延伸に関わる報告会を行うなど、利根川新橋だけでなく、広域道路ネットワークの動きについても適宜群馬県との情報共有を図っているところであります。

埼玉県については、本年8月26日に埼玉県要望を実施し、大野埼玉県知事への直接の要望活動を行うことができました。埼玉県北部地域、群馬県東毛地域及び栃木県南部地域が北関東における広域的な経済圏として一層の飛躍、発展を遂げるため、また環境負荷を軽減し、災害時の避難及び輸送ルート確保と合わせ、地域のポテンシャルを向上させるためにも、利根川新橋の建設及びこれに通ずる広域的な道路網の整備が必要であることをお伝えしてまいりました。

大野埼玉県知事からは、これまでは埼玉県と群馬県が共同でルート案の比較や支障物件の移転方法につき検討を重ねてきたが、課題の一つであったグライダー場の取扱いについては、令和2年の妻沼ゴルフ場の閉鎖によって検討に当たった状況が進んだとの認識であり、広域的な道路網の整備により埼玉県北部地域と群馬県と栃木県との連携が一層強化され、万が一の災害の際にも地域の防災力の強化が期待できるといったコメントをいただきました。

本町としましても埼玉県側の利根川右岸で首都圏氾濫区域堤防強化対策に伴う工事が進んでおり、今後、対岸の熊谷市において実施される予定であることから、この工事に合わせた利根川新橋の早期建設と、これに係る広域的な道路網の整備をこれからも強く要望していきたいと思います。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 須永課長、ありがとうございます。ここ数年で本町を取り巻く広域道路ネットワークは、利根川新橋に関わることで妻沼ゴルフ場の閉鎖やグライダー滑空場の移設など大きく動き始めているように感じます。また、先ほどの須永課長の答弁にもありましたが、西邑楽三町産業道路につきましては県土整備プランに盛り込んでいただけるよう、まずは三町の総合計画の位置づけに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、道路ネットワークの整備により、どのような利点があるかについて質問させていただきます。道路ネットワークの整備は、一朝一夕に進むものではありません。時間が大変かかる事業だと思います。ここで一度、どのようなメリットがあるのかを整理しておくことは、今後の要望活動のためにも必要なことではないかと考えております。つきましては、広域道路ネットワークの整備が本町にとってどのような利点があるのか、高橋町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員が述べたように、大きく動き出しているという言葉がございましたけれども、私もそのように感じております。先ほど須永課長が述べたように、利根川新橋の件なの

ですけれども、大野知事の発言におかれましても前と違う発言で、大変1歩、2歩、3歩も前進したかなという認識を持っております。

議員の質問のように、広域道路ネットワークの整備は本町にだけメリットがあるのではなく、道路ネットワークが整備される周辺市町及び栃木県、埼玉県、群馬県にとってもメリットがあることから、広域的な視点、全体的な視点を持って考えていくことが重要であると考えております。広域道路ネットワークは、特に利根川新橋を含めた南北の交通軸の整備や、近年、激甚化する大規模災害時における広域避難や広域医療、緊急輸送ルートとしての重要な役割を担うことができると考えております。

例えば、熊谷市にある熊谷スポーツ文化公園は埼玉県の防災基地に指定されており、利根川新橋を含めた広域的な道路網の整備により、埼玉県北部地域と群馬県、栃木県の連携が一層強化されることとなります。万が一の災害の際に、相互バックアップが図れるなど地域としての防災力の強化が発揮できると考えております。

また、新たな南北の交通軸による物流の流れがスムーズになることで、国道407、刀水橋及び利根大堰における平時の慢性的な交通渋滞の解消とともに、北関東有数の規模を誇る一大工業地帯である6市4町の製造出荷額が更に伸びることも期待できます。そして、新たな南北の交通軸の整備により、新しい人、物、金の流れができることで、群馬、埼玉、栃木においても関係自治体において交流人口、関係人口の流れも変化が起こると想定されます。その流れを工業団地の販売や住宅団地の販売とつなげることで、将来的には移住定住、市や町のにぎわいや多くの事業の新しい展開も創出できると考えております。

例えば、観光をテーマに利根川や荒川、渡良瀬川、これを水をテーマにした川文化ですか、あとは館林にある里沼とか、ここから近い国宝もございますから、そういうことをいろいろ活用しながら、観光の文化も新たにつくっていきけるかなと、こう考えております。そうすることによって、新たに首都圏、向こうの東京方面等を含めた中、我々の地域にも人を呼び込むことができるかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 高橋町長、ありがとうございます。先ほどの町長の答弁にもありましたが、広域道路ネットワークの整備は、渋滞緩和、災害時のネットワークなど関係自治体に大変大きなメリットがあると思います。更に、道路を取り巻く環境も整備することで、地域活性化やまちづくりにつながると思いますので、広域的な観点、広い視野で整備に向けて進んでいただければと思います。

続きまして、現状の広域的な道路について、どのような声が届いているのか質問させていただきます。本町には、全国的な企業から地元企業まで様々な企業が点在しております。高橋町長の下や町には、その企業からどのような声が届いているのか、現場の生の声がありましたらお答えいただければと思います。高橋町長、お願いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私が企業の方とお会いした際に聞いた話や、職員が企業訪問した際に聞き取りをした話を中心にお答えしたいと思います。本町にある企業から多く寄せられる声としては、利根大堰の朝夕の混雑と坂路のカーブについて挙げられます。朝夕の混雑については、埼玉県側に右折専用車線ができてからは、埼玉へ向かう渋滞は幾分緩和されておりますが、埼玉県側から本町や近隣の企業に通われている従業員の方々からは、渋滞を考慮して早めの勤務をしているとの話をお聞きします。

坂路のカーブについては、令和元年度に暫定的な拡幅工事が実施されたものの、大型車や大型トレーラーなどを利用されている企業からは、カーブがきつく、車両が曲がり切れず渋滞を起こしたり、大型車同士のすれ違いに時間を要したりする話をお聞きします。また、今年11月にふれあいタウンちよだ商業用地内にオープン予定のマナビインテリアハーツや、明和町に来春オープン予定のコストコについては、商圈を考えると地元群馬はもちろん、埼玉や栃木県を中心に多くの方が車で移動することから、利根大堰を中心に渋滞が発生することについて、企業だけでなく、町民の方からも心配の声が聞かれております。

企業誘致の際にも駅や国道のない本町にとっては、ほかの市や町とをつなぐ広域的な道路ネットワークは、本町に来ていただくためのポイントとなっております。町民の皆さんに意見を聞きますと、やはり新橋はいつできるのですかとかいう声も聞かれます。毎年、その声が、私自身は大きくなっていくなというふうに感じております。今後も町民や既に立地している企業の声に耳を傾けながら、将来にわたり安定的、継続的に操業していただけるよう、整備に向け参考としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。企業からの声に耳を傾けることで、大型車の通行の問題など道路のネットワークの整備の参考となるだけでなく、新たに造成する工業団地の販売促進や町内の企業に勤めている方への利便性の向上に、更には交通事故防止につながりますので、ぜひとも継続して企業からの声に耳を傾けていただければと思います。

最後に、利根川新橋を含めた道路ネットワークの整備により、どのようなまちづくりを描いていて、どのような方向性に向かいたいのか、高橋町長の考えや思いを伺いたいと思います。高橋町長、お願いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） どのような思いをという質問なのですが、本町にとっては、まず利根

川新橋の建設が長年の悲願であることは変わりありません。しかしながら、利根川新橋の建設だけでは、まちづくりは完結しないことは言うまでもありません。架橋に伴うアクセス道路や附随するインフラ整備も考えていく必要があります。利根川新橋架橋に伴い、南北軸の道路ネットワークが整備されることになります。

先ほどの答弁でも述べましたが、南北の交通軸の整備により、新たな人、物、金の流れが生まれてきます。架橋位置については具体的に決定していませんが、沿線には防災拠点として道の駅も検討していきたいと考えております。実現できれば災害時は広域避難、避難物資集積の拠点となります。平時には、産業道路のオアシスとして、近隣の工業団地へ向かう大型車が駐車できるスペースとして利用できるようにイメージしております。また、道の駅と併設し、テーマパークのような人が集い、町の魅力を対外的に発信できるような施設も検討していきたいと考えております。

議員も述べられたとおり、本町を取り巻く広域道路ネットワークは大きな動きを見せております。利根川新橋建設促進期成同盟会における要望活動のみならず、本町としてもこのチャンスを生かすべく積極的に働きかけを行っていききたいと考えております。

先ほど須永課長のほうから述べたように、8月26日の日に期成同盟会で埼玉県知事へ要望書を提出してまいりました。毎年行っているのですけれども、その後、意見交換も行っていました。埼玉県議会の方と、それと関係自治体の首長さんをはじめ担当職員の皆様が参加いたしました。その中で大野知事より、前向きな答弁をいただきました。先ほど課長が述べたように、ゴルフ場が閉鎖されて、向こうのグライダーの滑空場のほうが、いよいよ移転をされる方向だということも知事のほうから述べられております。

それと同時に、向こうの埼玉県側の堤防強化のほうも、いよいよ行田市、熊谷市の一部に入ってきたと。買収から始まって、設計もこれから行っていくというような状況も言われていました。その中で、近い将来には、私としては群馬県と埼玉県で、事務方のほうでいろいろ調整しているのだと思うのですけれども、近い将来にはルートの発表もあるかなと私的には考えております。その中で一步一步前進してきたように、私はそのような認識を持っております。

ここで、先ほど述べたように、ルートを発表してからでなくて、できればそのルートを発表する前に、我々も先に都市計画の中でもうたっておりますとおり、ルートを見据えた中で、先ほど述べた道の駅的な部分も含めた中で、その辺の都市計画も進めていく必要があるかなと、こう考えております。道の駅等を併設して、テーマパーク的な部分も整備していく必要があるかなとよく思うのですけれども、ここが橋ができて、道ができて、293等々の話も先ほど出ておりますが、橋を造っただけでは困りますので、ぜひバイパス的な道も、アクセス道も造る必要があるのかなと。道の駅だけでは、人が集まって、便益施設がそこにあるだけでは困ってしまうわけですから、その隣に併設して、テーマパーク的な部分をつくっていただければと、このように考えております。

千代田町が東西に広く面積的にあるのです。そうしますと、我々のところも南北のこの道が、西地

区にはちょっと足りないかなというふうに考えておりますので、国道、鉄道がないところですから、その辺の道路ネットワークも含めた中で、しっかりと先を見据えた中で将来像を描いていければと考えています。現段階で考えているのは、先ほど言ったようにルートが決定する前に、都市計画のほうも我々も動き出しながら、そこに道の駅とテーマパーク的な部分も併設していければと、このように考えております。

それと、産業道路の件なのですけれども、この産業道路に関しても、千代田町と大泉町に関しては計画のほうに載せてあります。あとは邑楽町のほうが載せていただければという答弁も群馬県の県土整備のほうからもいただいておりますので、3町が、これが計画にそろった中で、再度また群馬県の県土整備プランのほうに盛り込んでいただこうかと、こう考えております。そうすることによって、我々の道路ネットワークも完結はしませんけれども、かなりまちづくりにも随分寄与できるかなと、こう考えていますので、お願いいたします。

先ほど質問のほうで、森議員のほうの質問にもありましたけれども、町のほうは町のほうで、また都市計画道路のほうは少しずつ進めていければと、こう考えていますので、そうすることによって今、赤岩新福寺線でやっているのですけれども、この南北の軸が、西側の都市計画道路もできることによって、南北の道も交通利便性も随分上がってくるかなと、こう考えていますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。先ほどの町長答弁にもありましたが、駅のない本町に鉄道の駅は今からではあまり現実的ではありませんが、道の駅については、今年の12月に前橋でオープンを予定している従来の立ち寄り型の道の駅から、滞在型のテーマパークの要素を取り入れた総合力の高い道の駅なども視野に入れれば、地域活性化、まちづくりにつながると思います。

また、利根川新橋も含めた広域道路ネットワークの整備は、県境部の渋滞の緩和だけではなく、利根川の氾濫による大規模な浸水被害時など県境をまたいだ広域的な避難、救命救助及び救援物資の輸送など重要な役割を果たすと考えております。群馬のここ東毛地域では、栃木南部地域、埼玉北部地域と古くから結びつきが多く、県境を越えて一体的に発展してきた地域です。莫大な予算と多くの年月を要する事業であると思いますが、今後も近隣の3県の市町と連携を図りながら、一日でも早く整備されることを期待いたしまして一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（小林正明君） 以上で1番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさ

せていただきたいと思います。

今回は、水害時における避難計画について質問したいと思います。令和2年6月定例会では小林議員が広域避難場所や避難駐車スペース、令和2年9月定例会では橋本和之議員が利根川の川底の堆積物の問題、酒巻議員は災害時の人材確保の問題、令和3年3月定例会では金子議員が災害に強いまちづくりへの取り組み、令和3年9月定例会では大澤議員が災害協定締結の問題、令和3年12月定例会では酒巻議員が災害に強いまちづくりについて質問していますが、これらのことも踏まえた上で質問したいと思います。

最初に、平成29年の台風21号と令和元年の台風19号、いわゆる東日本台風襲来後において、それ以前の本町における住民避難計画と襲来によって住民避難計画に変更はあったのか、総務課長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

平成29年台風21号、令和元年の台風19号では、町内において床上浸水等の被害が発生し、特に令和元年の台風19号では、本町において初めて避難指示、避難勧告を出し、避難所の開設を行う事態となり、利根川、休泊川排水機場の水位も氾濫危険水位まで1メートルもない状況となりまして、利根川の氾濫の危機を間近に感じる状況でありました。

本町は利根川が氾濫した場合に、町内のほぼ全域において浸水が想定される区域になっております。このような状況において、水害における避難計画として、平成28年に策定した地域防災計画に広域避難を追加し、令和3年12月改定といたしました。追記した内容については、町外への広域避難、浸水災害時における避難先については町外への広域避難を優先すると明記いたしました。また、災害発生時の避難等に特に支援を要する方については、地域の力を結集して逃げ遅れゼロを目指す個別避難計画の作成を進めております。本年8月1日より避難等に特に支援を要する避難行動要支援者及びその家族を対象とした避難先として、総合保健福祉センターを指定福祉避難所として指定をしたところでございます。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほどの2つの台風によって、何を教訓として今後の避難計画に役立てていくつもりなのか、ございましたら総務課長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの質問においてもお答えしましたとおり、台風19号では、本町において初めて避難所を開設いたしました。開設に当たり、人員の配置や備蓄品等、何が必要で、何が不足なのか、避難所とどのように情報共有を行うかなどの課題が浮き彫りとなりましたことから、解決に向けて様々な整備を今



進めているところでございます。

また、幸いにも本町においては行政機能にほぼ影響はなく、外部からの支援を受けなければならない事態にはなりませんでしたが、災害が発生した場合に、外部からの支援を受け入れるための体制確保のため、千代田町災害時受援計画を本年3月に策定いたしました。これにより、他の自治体からの職員の派遣や物資の供給などの支援の受入れ態勢が計画上是整ったこととなりますので、今後は誰が具体的に何を行うかなど訓練等を実施していければと思います。

そして、防災行政無線の関係では、台風時、風雨にかき消されて声が聞き取りにくいと、聞き取れなかったと、そういったお話をお聞きします。ということから、警戒レベル4が出た時点で、サイレンのみを鳴らし、サイレンが鳴ったら避難の合図ということで、令和2年度から町民皆様に周知を図っているところですが、また再度周知を図ってまいりたいと思います。また、引き続き必要な災害協定についても、積極的に締結してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 確かに課長がおっしゃったように、昔の家と違いまして、今は結構密閉率とかもよくて、風雨であると防災無線は流れているのだけれども、何を言っているか分からないというのも私も経験上ありました。そのときに、昔、戦前の人であれば空襲警報というのがあったのでしょうか、サイレンが鳴っていると何事だ、これは危険なのかなというのが、やはり音でわかりますので、そのときは何をしなくてはならないかというのを町民に伝えておけば、もう危ないのだから逃げろということになるかと思っておりますので、その辺もよろしく検討していただきたいと思っております。

それで、前回は、用意はしたけれども、大規模災害にはならなかったということなのではけれども、もし大規模水害時に利根川が氾濫というようなことを想定しますと、電気、水道、下水道が使用できなくなると予想できるのですが、そのようなときというのは、町としてはどのような想定をしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

本町の防災マップの最大被害区域想定図において、ほぼ全域で0.5メートルから5メートルの浸水が想定されており、また利根川の沿岸部は家屋倒壊等が想定されておりますことから、電気、水道、下水道の使用はできなくなると想定をしております。また、避難所についても浸水しますことから、収容可能人数は地震時における想定収容人数の半数以下の収容しかできないと想定しており、そのような状況下においても避難所の運営を可能とするため、必要な備品、食品等、浸水想定より上の階へ備蓄するとともに、簡易トイレ、非常用携帯トイレ、飲料水用運搬袋、浄水機等の整備を行っております。

また、仮設トイレの供給については、三協フロンテア株式会社と災害時におけるユニットハウス等

の供給に関する協定、それと株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定を締結しております。

電気につきましても使用不能の事態に備えて、先日、群馬トヨタグループと協定を締結し、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給や、非常用発電機についても災害時におけるレンタル機材の供給の協定に含まれておりますので、十分ではありませんが、供給されることと思います。

また、役場庁舎が災害対策本部となることから、役場の電源確保についても重要となります。万一現状の発電機が水没した場合は、非常用発電機をレンタル配備して対応することとしておりますが、今年度において役場屋上の太陽光集熱管を撤去する予定となっておりますことから、その後に電源確保のための設備を設置できないか、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 高橋町長になってから、いろいろ災害協定を積極的に結んでおられて、それは大変評価できるのですが、今回、台風はそれと違って、被害がこちらのほうになかったと思うのですが、最近では勢力を維持したまま上陸するというのは大型化、勢力が強くなっているということも一因にあるのですけれども、レンタルトイレを運んでいただくとあったのですけれども、もし利根川が決壊しているというシナリオで状況を考えますと、利根川だけではなくて、当然渡良瀬川やら関東一円が恐らく決壊しているのだらうなということは想像できるのですけれども、そうした場合に、さきの震災で津波を受けたときのような湾岸、沿岸の町みたいに、もう陸路で入ってこれないというようなことって想定しておかなくてはいけないと思うのです。

そうすると、ここは簡単に言えば利根川と渡良瀬川の間には挟まれていますから、恐らく空路とかヘリコプターとかではない限り寸断されるということは想像に難くないと思うのです。そういった場合というのは、どのようなお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

確かに利根川、渡良瀬川が氾濫した場合、ちょうど真ん中になりますので、相当な被害というところも考えられて、陸路の運送が期待できないという場合も当然想定されると思います。やはり前回の台風19号のときも、やっぱりそういう危機がありましたので、いろいろと備蓄品等も検討しております。

先ほども申し上げましたとおり、簡易トイレ、非常用携帯トイレ等が、そういったときには、やはり相当な数必要になってくるというふうに考えております。また、飲料水を運搬する袋、このくらいの袋がありまして、水を入れて6リッターぐらい入る袋があるのですけれども、そういったものもやっぱり活躍をするというふうに思われますので、今後、こういった万一に備えた場合にも、数日間に対応できるように、この辺の備蓄品も増やしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ちょっと災害協定の話は後に回すとして、私は行政というものは、常に最悪のシナリオを想定していないといけないと思うのです。平成23年の東日本大震災のときも、残念ながらここまでは津波が来るはずがないと判断した学校の校長先生とかが、そういうことによって子供が犠牲になったりとか、あるいは防潮堤があるから津波は越えてこないというふうにたかをくくっていると云ったら失礼なのですけども、そう思っていて逃げなかった方、そういう方が判断の誤りで多くの犠牲者が出たわけなのです。

私、想定浸水深やハザードマップは本当に信頼性があるのかというのは、安易なほうではなく、もっと厳しい考え方で考えたほうが良いと思っています。例えば、沼や湖の決壊でしたら、そこに含まれる水の量と、そこに流れ込む中小河川の流量を計算すると、どれだけの水が流れ出るのだということが分かると思いますが、日本で一番の流域面積を誇っているというのは社会の時間に習ったと思いますが、利根川が決壊した場合、上流で降った雨というのが1日、2日かけて中流域まで来るわけです。それで、雨がやんだという前提でも、1日、2日はずっと流れ込むわけなのです、決壊した場合。

先ほども申し上げましたけれども、利根川が決壊したという前提の場合、渡良瀬川も決壊している可能性もありますし、そうした場合というのは、館林を含む邑楽郡が、全体が水没することになります。要救護者で町の施設に避難した方、避難するという、受け入れるということもあるのですけれども、学校の多分2階や3階に避難するというパターンもあると思います。いつになったら、では救助が来るということを考えますと、恐らく地方の河川がよく決壊して、ヘリコプターで引っ張られて逃げているとか、あるいはボートで自衛隊がといった、よくそういう光景は見ているのですけれども、恐らく利根川のような河川が切れた場合というのは、救助というのが来ないだろうと想定しなくてはならないと思うのですよね、全体が水害なので。

そうした場合に、本当に今、何日分とありましたけれども、それが1週間になるのか、2週間になるのか恐らく想像できません。私、町の8月の広報を拝見させていただいて、そのとおりだなと思いましたが、やはり広域避難というのが、恐らく邑楽郡やら太田やら熊谷やらというのを想定していると思うのですが、これはもう台風の進路を見つつ、県をまたいで何百キロも遠くへ逃げるようなという、よくテレビで、フロリダでハリケーンが来ますと、みんな車に乗って数珠つなぎになって渋滞していて、逃げているという光景がありますけれども、そういうようなことで本当に来ないところまで家族みんなで逃げるのだということを学ばないと、恐らくここにどまっても救助は来ないのではないかと、そういうふうに思うのですが、その辺、例えば行政で広域避難してくださいといった場合に、では町民の方からは、町は何もしないのか、よそに押しつけるのかという批判めいた意見というのもあろうかと思うのですが、これは行政として、町として、あなた方の命を守るために、ぜひ遠くへ逃げてくださいと、そういう指導とか案内というのがやっぱり必要だと思うのです。

我々が何にもしないというのではなくて、ここでは恐らく逃げたところで、要は取り残されますよと、そういうアナウンスというのがやはり必要になろうかと思うのですが、ご見解がありましたら総務課長のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（小林正明君） ちょっと大谷議員、一言申し上げます。できるだけ通告に従っての質問にさせていただくとよろしいかと思しますので、今後よろしくをお願いします。

宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、4番の答弁、質問の前のということでよろしいでしょうか。それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほど大谷議員おっしゃったとおり、やはりこの間の台風19号の後、町のほうにおきましても広域避難ということを優先ということを今前面に押し出して、広報と周知を図っているところです。この間の8月号の広報につきましても、群馬大学の金井教授に執筆もお願いしたのですけれども、例えば先ほど大谷議員おっしゃったとおり、浸水して水が当分引かないというような状況も考えられます。

ですから、例えばジョイフル本田の2階の駐車場に避難をしたとしても、水が引かないとあそこにならずと取り残されてしまって、買物等、ある程度あそこのお店にあるかもしれませんが、いろんな面でやっぱり不便をきたします。ということは、やはり水が来ない、広域的な避難ということを今後、いろんなところで周知をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） そこで、災害協定というのは、町長が結ばれたのが板倉、明和、千代田、行田、加須、羽生とかというのがあるのですが、やはりここは恐らく災害が起きたときは、同じような傾向になると思うので、本当に例えば東京の世田谷区が群馬のほうの山のほうと提携しているとかつてありますけれども、結構300キロ、500キロ離れたような遠隔地と災害協定というのを結んでもいいのではないかなと思いますが、それは町長でも総務課長でも結構なのですけれども、もしそういうお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、質問の4番の答弁ということでさせていただきます。

猛烈な台風などの広範囲に被害をもたらす災害が予想される場合においては、近隣自治体においても同様の被害が発生していると想定され、より遠くへ広域避難も想定をされるところです。その際の広域避難については、町外の安全な親戚、知人宅やホテル、旅館等へ個人で自主的に避難をしていただくことを検討していただく必要があります。

町といたしましても広域避難を考えてもらう機会として、広報8月号に広域避難についての特集を組んだところです。また、災害時において近隣市町といえども、被害の程度は必ずしも一様ではない場合もあることから、災害時における館林市、邑楽郡、隣接1市5町相互応援協定や、板倉町、明和

町、行田市、加須市、羽生市との災害時における利根川沿岸3市3町相互応援に関する協定、熊谷市、大泉町との災害時における利根川両岸1市2町相互応援に関する協定のほか、県内の遠方を中心とした榛東村、上野村、下仁田町、長野原町、草津町、片品村、そして大泉町との災害時における相互応援に関する協定を締結しております。

県をまたぐような避難が必要な際における遠方の行政等との協定の必要ですが、やはり必要であると認識しております。しかし、他市町村の避難所等を広域避難所として使用する場合、大規模な災害時には広域での被災が想定されるため、事前に安全な広域避難先として、どの程度離れた地域とするか、どの程度の人数の収容ができる施設とするかなど多くの難題を解決しなければなりません。

また、災害が起こる前に避難所の開設をすることから、事前の職員派遣人数や施設利用に要する費用負担方法等を取り決める必要もあります。江戸川区や葛飾区等の東京東部低地域、低い地域です。低い地域においては、複数の自治体が大規模な広域避難の実施を想定していることから、東京都が広域避難自治体と広域避難先自治体との調整や関係自治体の窓口として広域避難先の施設管理者との調整を行っております。現在のところ、都内において広域避難先が見つかったようではありますが、やはり調整は簡単ではないことがうかがえます。

今後の広域避難の取組みにつきましては、災害の規模にもよりますが、まずは近隣の広域避難所について調整を進め、次に県内遠方の避難所と併せて、比較的規模の大きい県有施設等の利用について調整も図ってまいりたいと考えております。

そして、県外の広域避難においては、関東町村会を組織する茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の8都県の町村会の間で、災害時における相互応援に関する協定が締結されていることから、本町がもし被災した場合には、群馬県町村会が窓口となり、県外の避難先を調整してくれることとなりますが、事前にどこに避難できるかなどは決まっております。このようなことから、できれば群馬県と他県とで災害時における相互応援協定を結んでいただくことが県外避難の早道ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） なかなかいわゆる縁もゆかりもないとか、つてがないとかということと結ぶというのは大変なのですけれども、やはり内水氾濫的なものではなくて、本当に決壊ということになると、恐らく下手したら何か月にもわたり住めないとか、そういうことって想定されますので、やはりまずは避難というのは、もう広域というのではなくて、私、遠方と言いたいのですけれども、遠方避難をしていただくと。町としては遠くのところと協定を結んでいただいて、お互いに助け合うようなシステムができればいいと思います。

最後に、町長、総括がありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 水害時における避難計画については、総務課長の答弁にありましてとおり、町内のほぼ全域で浸水が想定される本町においては、広域避難は有効な避難計画であると考えております。しかし、今年の2月に実施した広域避難に関する町内全世帯を対象にしたアンケートでは、広域避難すると回答した方は4割にも達しておりませんでした。今後、あらゆる機会を通じまして、町内外への広域避難を推奨してまいりたいと考えております。

しかしながら、広域避難を推奨するためには、確実な避難経路の確保が重要であり、災害時においても機能する強靱な道路ネットワーク、先ほど質問にもありましたように、この辺を構築したり、防災インフラの整備が必要であると考えております。

先ほど金子議員の質問でも答弁したとおり、利根川新橋の整備等々も含めた中で、広域避難経路の確保や災害時の広域的な医療連携、救命救助、支援物資輸送に関する強靱な道路ネットワークを担いながら、災害対策の大きな要となりますことから、早期実現に向けて取組みを強化してまいりたいと考えております。

先ほど大谷議員のほうからもお話があったように、私も現地へ行って東北の大川小学校等々も含めて見てきました。確かに我々の自治体で、全国的な各自治体で避難計画が全部作成されております。そこに国交省のほうで100年に1度の災害が、もし水害であるという場合が、先ほど述べられた5センチから5メートルぐらいの、ここは浸水するのだという状況なのです。100年に1度というのは、明日来るかも分からない、100年後に来るかも分からない、いつ来るか分からないです。こう考えていきますと、地震のときの災害と水害の災害を分けて考える必要があるかなと。

大川小学校の場合は、地震が来て、それに伴う津波で、学校の先生がこれ誤ってしまったと、避難する場所を。こちらの高台のほうに逃げろというのが、それが津波にのまれてしまったという状況だったのです。そう考えていきますと、最近では、私も何度か聞いたのですけれども、先ほど課長のほうからお話があった金井教授のお話も2度、3度聞いています。昔は、よく自助、共助、公助、あと近所の方も大切なのだと、これはよく聞く話でした。

また、最近では、金井教授も含めた中で、災害が全国的に起こるたびに、政府系の災害対策本部に呼ばれて、その識見を聞かれるわけです。聞かれると、毎回やはり違うのです。ケース・バイ・ケースで災害はそのときによって、非常にやっぱり対応が違ってくるわけです。それに伴いながら、我々もいろいろそれを工夫しながらやっているのですけれども、自分の命は自分で守ると、これをまず金井教授は訴えています。自分の命は自分で守るのだよと。先ほど大谷議員が述べたように、もし利根川が決壊した場合は、これはすぐ決壊するわけではないのです。ですので、例えば台風とか、あと線状降水帯とか、集中豪雨とか、その場合はここが決壊するおそれがあるわけです。

そうしますと、そのような今言った3つの可能性を考えると、事前に分かるわけですから、それを

自分の命は自分で守るのだということを前提に、車をどこかに移動したり、広域で避難をしたり、これがまず大事なのだと。まず、自分で命を守っていただきたいと。それに伴いながら、我々行政のほうも、先ほど述べた3つの助の中の公助という部分で、我々ももちろんそこはサポートしていきながら、各自治体で、行政区で自主避難をしていただきながら、いろいろな部分で、ここは避難所ですよとかそれは提供するのですけれども、万が一遭ったときには、まず自分の命は自分で守っていただきたいのだと、これをまずケース・バイ・ケースでいろいろあるわけですから、それを前提に行っていただきたいと。

地震については、これは、いつ、何どき地震が起きるか分からない。今日あるかも分からない。そのときは、万が一震度8クラスの地震がもしあった場合は、倒壊する家もあるかも知れない。それをみんな助けながら、例えばここは津波が来る場所ではないですから、一昨年整備した利根川の河川敷、車ごと避難できる。2,000台あそこも避難もできますし、くらかけ公園も整備しましたし、あそこも車ごと避難所として、そのような形で町内でも地震のときは避難できるように整備を進めております。

水害におかれましては、なかなかこれをケース・バイ・ケースでやっていくのに、まず自衛隊を呼ぶのも、我々が、各自治体の首長が自衛隊にすぐ電話を入れて呼ぶわけにいかないのです。これは知事のほうに連絡を入れて、群馬県知事が自衛隊のほうに連絡を入れて、ここに来るという状況なのです。ですので、その順番等も法整備もあるのかと思うのですけれども、そのような状況で、台風19号のときも自衛隊の方が2名ここに来られました。あれも群馬県からのやっぱり指示に従って、この辺も可能性があるということで、そのようなことで来ましたので、これからもいろいろ議会のほうも平成19年のとき、災害のときに災害対策会議というのが、この間新聞にも載っていましたが、設置してありますので、ぜひ我々の執行部とも協力しながら、その辺もまた議論を重ねていければと、こう考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほど町長のご答弁にもありましたけれども、やはり自分の命は自分で守る、これが一番大事なことなのです。私、大学のために、今の防災情報機構の会長の伊藤和明会長というのがいらっしゃる。昔はよくNHKの解説員やっていて、地震とか雲仙とかという、そういうときに出てきた先生なのですけれども、その先生の防災学をちょっと1年間学んだのです。

そういう経験もあって、それから議員になる前、消防団もやりましたし、防災については多少なりとも興味があって学んできたのですけれども、やはりこういう立地というのは、例えばハザードマップを見ますと、邑楽町の一部がちょっと高台とあるのですが、例えば前回、知事のフォーラムで金子町長は、邑楽町にはそういうところはありますよと。板倉は高台を造るように建設しますよとお話あったのですけれども、そこでこぞって逃げたところで、そこは陸の孤島になってしまいますから、あ

と西側というのは西小泉の辺りから太田駅の近辺というのが、一応浸水想定域ではないのです。

だけれども、そこへ逃げても、そこから東というのは水没しているわけですから、迂回して、またどこかに逃げなくてはならないとかとありますので、やはり町で推奨しているところの広域避難、私が言いたいところの遠方避難というのを果敢に取り組んで、まず1万2,000人のうちのほぼ全員とは言いませんけれども、全員がやっぱり広域避難していないと、町の施設の中では、もう許容範囲がありますから、あふれてしまう方が出ます。そういう意味では、やはりふだんから水害というのは、利根川は切れないのではなくて、切れたらどうするのだということで、切れるかもということで町としては対応していただきたいなど、このように思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日8日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時37分）





## 令和4年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年9月8日（木）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 4号 令和3年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度千代田町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 3 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度千代田町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 4 議案第34号 千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定
- 日程第 5 議案第35号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 千代田町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第38号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第39号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 同意第 4号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 認定第 1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第 2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第 3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第 4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第 5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君

7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	柿沼英己君	12番	小林正明君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	田島育子君
総務課長	宗川正樹君
企画財政課長	須永洋子君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史君
住民福祉課長	高田充之君
健康子ども課長	久保田新一君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔君
建設環境課長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	森田晃央君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原弘明
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小林正明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第12まで議了し、日程第13から日程第17までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

---

○報告第4号の上程、説明、報告

○議長(小林正明君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第4号 令和3年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。報告第4号 令和3年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率については、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が前年度より0.4ポイント下がり、4.9%と好転しております。そのほかの比率については、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(小林正明君) 須永企画財政課長。

○企画財政課長(須永洋子君) それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につ

きまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表しなければならないと定められておりますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに令和3年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告第3号をご覧くださいと思います。めくっていただきまして、上の表になります。令和3年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体、財政悪化の兆しがある団体となりまして、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。本町においては、全て基準内であります。また、下の表の特別会計における令和3年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定することになります。こちらも本町は基準内となります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われる標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものとなります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率についてですが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。令和3年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものとなります。令和3年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率でございますが、この比率は3か年の平均を表すものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、令和元年度は5.3%、令和2年度は4.5%、令和3年度は4.9%で、3か年を平均しますと4.9%となり、前年度より0.4ポイントの減となりました。この減となった要因としては、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増加により、標準財政規模が伸びたことが主な要因でございます。

続きまして、一番下、4番目の将来負担比率でございます。この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものであります。

令和3年度決算では、将来の負担見込額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、

比率は算定されませんでした。

最後に、下の段の令和3年度資金不足比率ですが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。令和3年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月10日に町監査委員の審査を受け、ご承認をいただきましたので、その意見書を報告書に添付いたしました。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第2、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が内示されたことから、本町独自の支援策を11事業実施することとなり、また住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び農業災害見舞金事業についても円滑に進めていくため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,240万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,215万2,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に感染症対応地方創生臨時交付金として4,580万4,000円を住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事務費補助金として95万円をそれぞれ追加いたしました。

また、給食費納入金では、コロナ禍における物価高騰等に直面する町内の小中学校及びこども園の保護者に対し、令和4年9月から令和5年3月までの7か月間について、給食費保護者負担分を2分の1軽減する給食費軽減事業を実施いたしますので、それぞれ記載のとおり減額しております。

歳出では、総務費、総務管理費の感染症対応地方創生事業費に、農業者原油等高騰対策支援事業や中小企業者原油等高騰対策支援事業、感染症退散祈願打上花火事業など10事業に係る事業費を追加いたしました。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業では、新年度新たに住民税非課税になった世帯に対しても給付が開始されることになり、システム改修等が必要となったため、95万円を追加し、農業災害見舞金事業では、5月27日及び6月2日の降ひょう等により、農作物や農業用施設に被害を受けられた方に対し、一律2万円の見舞金を100件分追加いたしました。

また、事業費4,687万5,000円に対して、歳入が1,446万8,000円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

---

### ○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第3、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度の業績が好調であった企業において、令和2年度分の確定申告を基に、令和3年度分の予定納税として、法人税割額の納付をしておりましたが、実際には令和3年度に多額の設備投資を行った影響で減価償却額が高額に転じた結果、令和3年度分の確定申告では、法人税割額がゼロ円となったため、納付した法人税割額の全額が還付されることになりました。

金額が高額であること、また還付加算金も発生しておりますことから、早急に還付を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,215万2,000円といたしました。

歳入では、財政調整基金繰入金を1,000万円追加いたしました。

歳出については、町税過誤納金還付金及び還付加算金を1,093万5,000円追加するとともに、予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されました。

---

#### ○発言の訂正

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 先ほど報告第4号につきまして、企画財政課長の詳細説明というところで、「報告第4号」のところを「第3号」と申し上げてしまいました。ここで訂正させていただきます。



きたいと思います。よろしく願いいたします。

---

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第4、議案第34号 千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第34号 千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、令和2年6月に公職選挙法が一部改正され、選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第34号 千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、本町の選挙につきまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成を選挙公営、こちらは公費負担となります。の対象とするために、条例により制度化するものであります。

お手元の条例文をご覧いただきたいと思います。条例は、12条で作成をしております。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用の自動車の使用とビラ及びポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めております。

続きまして、第2条につきましては、自動車の使用の公営を定めるもので、候補者は6万4,500円に候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとします。こちらは、上限金額の設定となります。ただし、選挙公営を受けることができるのは、供託物が没収とならない候補者に限られ、以降の選挙公営の対象についても同様となります。

第3条は、自動車の使用の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、千代田町選挙管理委員会に届けることを定めております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費の支払を定めるもので、町は候補者が締結した有償契約

の相手からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うこととしております。一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合は、1日当たり6万4,500円まで、一般運送契約以外の契約である場合は、自動車の借入れ、1日当たり1万6,100円まで、燃料代、1日当たり7,700円まで、運転手の報酬、1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

第5条は、自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日につき一般運送契約と、それ以外の契約が締結される時、こちらは例えばハイヤーとレンタカーを同時に借りた場合が想定されますが、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めております。

第6条は、ビラの作成の公営を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるものといたします。

第7条は、ビラの作成の契約締結の届出を定めるもので、ビラの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めています。

第8条は、ビラの作成の公費の支払を定めるもので、7円73銭を上限とした1枚当たりの作成単価に公職選挙法で定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額を町は候補者が締結した有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

9条は、ポスターの作成の公営を定めるもので、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものとします。

第10条は、ポスターの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

第11条は、ポスターの作成の公費の支払を定めるもので、ポスターの1枚当たりの作成単価及び作成枚数のそれぞれの上限を示した上で、町は候補者が締結した有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

第12条は、委任の規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることを定めています。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行といたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第5、議案第35号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、千代田町職員の育児休業等に関する条例においても、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第35号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、千代田町職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

初めに、法改正の主な内容をご説明申し上げます。今回の育児休業の取得回数の制限が緩和されるなどの改正が行われました。具体的には、職員が同一の子について育児休業することができる回数を特別の事情がある場合を除き、現行の1回までを2回までとしています。また、これに加え、出生の日から一定期間内の育児休業、いわゆる産後パパ育休と言われるものですが、こちらにつきましては、現行の最初の育児休業に加え、2回目の育児休業についても、育児休業の回数制限に含めないこととしております。これらの内容を基に、本町の条例で規定している箇所について所要の改正を行うもの

であります。

配付させていただきました議案資料の新旧対照表によりご説明させていただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行条例となっております。

まず、一番表の第2条では、育児休業することができない職員について規定しています。同条第3号ア（ア）では、非常勤職員についても産後パパ育休が取得しやすくなるよう規定を追加したほか、同号イでは、次のページへ行っていただいて、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟にするための規定を整備いたしました。

次に、第2条の3及び第2条の4では、正職員と同じように非常勤職員が夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

それでは、第2条の3では、育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件についてを4ページに進んでいただきまして、第2条の4では、育児休業の対象期間の上限を子が2歳到達日とする要件を整備するものであります。

次に、5ページの第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情を規定しています。

改正内容といたしまして、育児休業は2回まで取得可能となったことに伴い、右側の現行条例第3条第5号の育児休業計画により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除することで、育児休業等計画書を事前に提出しなくても、再度の育休が取れるようになります。以降、6号から8号をそれぞれ1号ずつ繰り上げております。

次の6ページの第3条の2につきましては、改正前の第2条の5、育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間が移動となる形で、第3条の次に規定するものであります。

最後に、第10条第6号中の「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」へ文言を修正するものであります。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第6、議案第36号 千代田町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第36号 千代田町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、町が行政財産を貸し付けた際の使用料で、消費税及び地方消費税が課されるものにおける加算額が本条例に規定されております。消費税率の変更に伴い、本条例に定める加算額についても変更いたしたく提案するものであります。

具体的には、第4条中の「100分の8」を「100分の10」に改め、加算する率を「8%」から「10%」へ改めるものであります。

なお、附則において、施行日を公布の日としております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第7、議案第37号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第37号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億4,099万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億314万2,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入は、地方交付税の追加や国庫補助金においては、災害対策として水位監視システム設置事業がデジタル田園都市国家構想推進交付金の対象事業となりましたので、内定額を追加いたします。

県補助金では、農業災害対策事業費補助金として事業費の3分の2を追加いたします。

寄附金では、ふるさと応援寄附金が好調のため、増収見込額を追加いたします。

次に、歳出では、総務費において、前年度剰余金の確定などに伴い、財政調整基金等へ積立てを行うとともに、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加いたします。

農林水産業費では、降ひょう等による被害対応として、農業災害対策事業費補助金を追加いたします。

商工費では、観光振興を目的としたマスコットキャラクター、オリジナルイルミネーションを作成するための業務委託料と住宅リフォーム補助金の申請が大幅に増加していることから、それぞれ追加いたします。

土木費では、道路維持に係る補修等工事費に不足が見込まれるため、追加いたします。

教育費においては、給食センターの温水循環ポンプ等の修繕が必要となったことから、施設修繕費を追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 議案第37号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。9ページ、10ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基に説明してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。9款1項1目地方特例交付金では、交付額が確定いたしましたので、529万7,000円を追加いたします。

10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税の交付額が確定いたしましたので、当初予算において5億5,000万円を計上しておりましたので、その差額についてを追加いたします。

また、今年度の普通交付税の額は、昨年度と比べまして1,994万1,000円の増となりました。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援給付費負担金では、補装具給付扶助費の負担金を110万8,000円追加し、5節障害児施設措置費等負担金については30万1,000円を追加いたしますが、これは利用者の増加等による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の4節にデジタル田園都市国家構想推進交付金97万3,000円を追加いたします。これは、災害対策として、河川監視用の水位カメラを設置いたしましたので、その費用の2分の1を受け入れるものとなっております。

その下、5目教育費国庫補助金の6節に公立学校情報機器整備費補助金8万3,000円を追加いたします。これは、学校のICTを活用した事業環境高度化推進事業として、ブルートゥースヘッドセットを購入いたしますが、その対象費用の2分の1を受け入れるものです。

中段の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の3節障害者自立支援負担金及び6節障害児施設措置費等負担金については、先ほどの国庫負担金と同様の理由により増額するものです。補助率は4分の1となります。

下段の2項県補助金、1目総務費県補助金の3節に地域振興調整費補助金10万円を追加いたします。これは、邑楽館林婚活パーティーを実施いたしますが、対象経費の2分の1を県から受け入れるものです。

4目農林水産業費県補助金では、農業災害対策事業費補助金としまして、事業費の3分の2の100万円を追加いたします。

おめぐりいただきまして、13、14ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、今年度に入りましても寄附額が順調に推移しているため、9億円を追加いたします。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金では、決算により剰余金額が確定

したことから、357万8,000円を追加いたします。

その下の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源が確保できたことから、繰入額を1,000万円減額いたします。

15、16ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金では、一般会計の前年度の剰余金が確定したことから、7億1,746万2,000円を追加いたします。

次に、20款諸収入、5項3目雑入では、参加者負担金30万円を追加いたしますが、これは婚活イベントの参加者負担金となります。

ページをおめくりいただきまして、17、18ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、10節需用費では、電気料金の見直しにより、予算不足が見込まれるため、200万円を追加いたします。

14節工事請負費では、町有地における遊具撤去や樹木伐採の費用を50万円追加し、17節備品購入費では、公用車が故障しましたことから、入替え費用として200万円を追加いたします。

24節積立金では、基金積立金として、財政調整基金積立金では、前年度剰余金の2分の1を超える額を積み立てることとなっておりますので、5億6,000万円を追加いたします。その他、減債基金、公共施設建設基金について、記載の額を積立いたします。

19、20ページをお願いいたします。5目企画費では、まちづくり推進事業において、大泉町・千代田町広域公共路線バス「あおぞら」の新規車両購入費に係る負担金として630万円を追加いたします。現車両は14年を経過し、走行距離が100万キロを超えておりまして、故障が頻発していることから、買換えの費用となります。

その下、情報システム事業では、基幹系システム専用ノートパソコンがリース切れとなりますが、再リースいたしますが、故障などの不具合が生じたときのために、予備として5台購入いたしたく、250万円を追加いたします。

11目まち・ひと・しごと創生事業費では、移住者住宅取得費等補助金交付事業では、申請件数が伸びておりますので、310万円を追加し、結婚支援事業では邑楽館林婚活パーティー開催に係る費用50万円を追加し、ふるさと応援寄附金制度充実事業では、本年度のこれまでの推移を基に、返礼品などの費用を9億円計上させていただきました。

21、22ページをお願いいたします。2項2目賦課徴収費では、固定資産税におきまして課税誤りが判明いたしました。そのため、地方税法に基づく還付分、平成30年から令和3年分と還付加算金については、町税過誤納金還付金及び還付加算金から要綱に基づく還付金、平成25年から平成29年分については、固定資産税過誤納返還金交付金から返還いたしますので、それぞれ記載の金額を追加いたします。

おめくりいただきまして、23、24ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目



障害者福祉費に扶助費281万9,000円を追加いたします。これは、利用者や利用日数が増加しているため、各事業費を追加するもので、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付されます。

3目高齢者福祉費では、ねたきりの高齢者等を自宅で介護するご家族に対して、家族介護慰労金が支給されますが、当初の見込みより対象者が増えておりますので、70万円を追加いたします。

飛びまして、27、28ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、5月27日及び6月2日の降ひょうや暴風雨によって、農作物や農業用施設等に被害を受けられた方への支援として、農業災害対策事業費補助金を150万円計上させていただきました。

下段、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、観光振興事業において、役務費には利根川利活用検討プロジェクトの一環による河川占用に伴い、早期に占用看板を設置するため、看板作成手数料を、また委託料には、冬季の町の観光振興を目的として、「みどりちゃん」と「樹里ちゃん」のイルミネーションモチーフライトを作成し、公共施設等に設置するための業務委託料をそれぞれ追加いたします。

その下、2目商工振興費では、住宅リフォーム補助事業に150万円を追加いたします。今年度の当初予算に300万円を計上しましたが、申請者の増加により予算不足が見込まれるため、追加するものです。

29、30ページをお願いします。中段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、新たに舗装補修工事が必要な箇所が出てまいりましたので、800万円追加いたします。

31、32ページをお願いします。下段の10款教育費、1項教育総務費、5目教育振興費の学校ICT環境整備事業には、遠隔授業時の音声を安定させるためのヘッドホン購入費やGIGAスクール用タブレットの修繕料も追加いたします。

33、34ページをお願いします。4項社会教育費、1目社会教育総務費の生涯学習推進事業では、1月に実施いたします宝くじまちの音楽会のチケットの販売総数の2分の1を自治総合センターに納めますが、手数料から負担金へ予算組替えを行うとともに、売上げ推計により増額をいたします。

4目図書館費の図書館施設管理事業では、修繕料を59万円追加いたします。これは、大雨時に館内への浸水が起こったため、その原因部分の外壁コーキング作業に係る費用や災害発生時に屋上部分の状況を速やかに確認できるよう、常設のはしごを設置するためのものです。

下段、5項保健体育費、4目給食センター費の共同調理場施設管理事業には、施設修繕料を112万5,000円追加いたします。これは、オイルポンプや温水循環ポンプ等に経年劣化による不具合が生じておりますので、早急に交換修繕をいたしたく追加するものでございます。

最後に、14款1項1目予備費に2,195万9,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

次のページ以降は、給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 今、須永課長から27ページの商工費について役務費で利根川占用で看板を立てるといってお話があったのですが、このちょっと関連質問になってしまうので、この場でお答えできなければ、次回全協を予定されているということなので、その場でも結構なのですが、ちょっと利根川占用がどのくらいの面積になったかというものがアナウンスがないものですから、その辺を教えていただきたいということと、あとその占用することによって、町がどのくらいの維持費を見込んでいるのかということ、ここで答えできればここで結構ですし、お答えできないようでしたら、全協の場でお答えいただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えしたいと思います。

利根川の利活用の関係でございますけれども、これにつきましては、利根川利活用検討委員会においていろいろ審議した結果、現在の1都6県水防演習の整備された渡船場付近、それと今現在ジェットスキーの愛好者が利用しているエリア、そしてなかさと公園付近の3つのエリアについて、今後河川占用をしまして進めていきたいというような委員会での結論を出しました。

このたび河川占用申請をしたところ、協議、手続のほうは全て完了いたしまして、許可が下りたことから、許可後の義務づけられている申請者による占用許可看板の設置を行うものでございます。

面積なのですが、すみません。今、手元に資料がございませんので、大谷議員さんおっしゃったとおり、全員協議会でその辺の説明ができればというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） 我々も占用するということは、利活用で町にとっても、町民にとってもメリットがあることなのですが、それがやや面積が多過ぎますと、町の負担にもなるということは皆さんご承知のとおりだと思います。全協で結構なのですが、知りたいのは、その契約期間とか、あるいは水害で水がかぶらなければ、その草刈り等の費用だけで済むと思うのですが、もし台風とかによって、そこが壊滅的にやられてしまうと、その復旧作業って、もう多分町の持ち出しになるかと思うのです。そういうのもやはり当て込まないといけないので、面積を持つということは、それだけ負担も増えることですから、その辺も町側としてどのように協議なされたかということも知りたいところでございますので、その辺をよろしくお願いしますと思います。

あと、その契約したことが、町の都合で、例えば何年契約をしているのだけれども、やっぱり返し

たいよと、そういう柔軟な契約もあるのかどうかも含めまして、お願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、大谷議員のほうから質問があったように、全協のほうで占有したところの場所等々をお示ししたいなと、こう考えております。

それと、それに関わる委託料、管理費です。管理費については、ケース・バイ・ケースで、先日実は利根川の河川敷で上げられた花火等も一部草を刈ったり、そのようなこともあります。それで、昨日も大谷議員のほうから質問がありましたように、台風被害のときは河川敷のあそこが避難所にはならないのですけれども、あそこを地震のとき、車ごと避難ということも想定しておりますので、その辺も含めた中で、占用をどこまでという部分も検討委員会で検討したのです。そんな中で、全協のほうでまた荒井課長のほうから詳しく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

橋本和之議員。

○6番（橋本和之君） 20ページです。広域路線バスの購入費のところだったのですけれども、630万円、これ負担割合とかが分かれば教えていただければと、それと全体の金額です。恐らく運営費と同じような負担割合になるのかなと思うのですが、分かれば教えてください。

次、もう一点なのですけれども、22ページ、固定資産税の誤りによる返還金のところなのですが、そろそろファーストタッチみたいなのを行っているのかなと思うのですが、答えられる範囲で構いませんが、どんなようなご様子かというのをお聞かせいただければなと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 広域バスの購入負担についてのご質問にお答えさせていただきます。

バス購入費につきましては、およそ2,600万円程度の予算を見込んでおります。その中で地域公共交通確保維持改善事業の補助金が使えたりですとか、あとは県市町村乗合バス補助金という補助金が使えたりですとか、使える補助金を全て使いまして、残りを運行事業者さんと、あと千代田町と大泉町で負担しております。千代田町と大泉町の負担割合なのですけれども、距離割で算出しております。ですので、およそどちらも今回630万円程度を見込んでおります。それ以外は補助金や運行者事業負担で賄える予定でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 茂木会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） ご質問にお答えしたいと思います。

22ページの賦課徴収の固定資産の還付の関係なのですけれども、こちらについては、過日の7月22日に

全協のほうで既にご報告させていただいてあるとおりでございますが、その後、法人案件の8社12棟の案件につきまして、既に8月中旬に関係の企業様のほうにはご説明と今後の対応についてご説明をさせていただいて、全ての事業者様のほうからご理解いただいて、9月ないし10月に先方の事業者さんのご都合に合わせて過誤納金還付金のほうを返還予定となっております。本日のこの補正承認後、速やかに支払い準備のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 橋本議員。

○6番（橋本和之君） 茂木課長、ありがとうございました。

少し延びたりすると利子がかさんでしまうのかなというのを少し心配しておりました、結果を聞いて安心しました。大変なお仕事だったと思いますが、ありがとうございます。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第8、議案第38号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,632万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ12億7,184万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により減額し、県支出金及び繰越金、諸収入を追加するものであります。

歳出では、国民健康保険制度改正に伴うシステム改修費用を追加し、国民健康保険事業費納付金では、介護納付金分の決定により追加いたします。また、基金積立金及び諸支出金をそれぞれ追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第38号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分につきまして、本算定によりまして、4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ追加ないし減額をさせていただきます。

4款1項1目の保険給付費等交付金では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金、また国民健康保険制度の改正により、国民健康保険高齢受給者証等の様式の性別欄を削除することに伴うシステム改修費用及び未就学児の保険料均等割額減額措置対応によるシステム改修費用の追加により、特別調整交付金分を追加いたします。

次に、7款1項1目のその他繰越金では、前年度事業の確定により2,856万9,000円を追加いたします。

9ページ、10ページをお開き願います。8款2項6目の国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金では、前年度保険給付費等交付金普通交付金の余剰金を受け入れることにより、追加をいたします。

11ページ、12ページをお開き願います。続きまして、歳出ですが、1款1項の総務管理費、12節の委託料ですが、制度改正に伴いまして、国民健康保険高齢受給者証等の様式の性別欄を削除することに伴うシステム改修費用及び未就学児の保険料均等割額減額措置対応によるシステム改修費用を追加するものでございます。

2款6項1目の傷病手当金では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきまして、不足を生じたことから増額をいたします。

3款3項1目の国民健康保険事業費納付金の介護納付金分につきましては、納付金額が決定したことにより追加をいたします。

13ページ、14ページをお開き願います。6款1項1目の基金積立金では、前年度繰越金が多く見込

めましたことから、国民健康保険事業の安定運営に資するため、基金として積み立ていたしたく追加するものでございます。

次に、8款1項3目の一般被保険者償還金ですが、前年度の確定に伴い、特定健診等負担金返還金16万5,000円を追加させていただくものでございます。

6目の保険給付費等交付金償還金では、前年度の保険給付費等交付金が確定いたしましたので、保険給付費等交付金余剰金を追加いたします。

9款予備費では、収支の均衡を図るため、増額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第9、議案第39号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第39号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,674万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,788万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険者機能強化推進交付金等の内示及び歳出の保険給付費の追加に伴い、法定負担割合ごとに、国・県支出金等の財源を増額し、繰越金では、前年度決算により繰越金を追加するものであります。

また、歳出については、総務費、保険給付費、基金積立金、諸支出金を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第39号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、歳出の保険給付費の見直しや財政調整交付金の交付決定等によりまして、減額するものです。

続きまして、3款1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金では、11、12ページの歳出2款の保険給付費15万円の追加に伴いまして追加をし、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金では、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして、減額をいたします。

4目の介護保険事業費補助金につきましては、システム改修に係る費用への2分の1補助を追加し、5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金では、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止及び地域支援事業を充実し、介護予防を図ることを目的に措置される交付金ですが、それぞれ交付内示を受け、追加いたします。

9ページ、10ページをお開きいただきまして、4款1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金から7款1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金までにつきましては、3款1項1目同様に、歳出の保険給付費が追加されることにより、その財源を法定負担割合ごとに追加するものとなります。

7款1項5目その他一般会計繰入金では、システム改修に係る事務費繰入金を追加いたします。

その下、8款1項1目繰越金では、前年度決算の剰余金額が確定いたしましたので、追加をいたします。

続きまして、11ページ、12ページをお開きいただきしたいと思います。歳出ですが、1款1項総務管理費、1目の一般管理費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用を追加いたします。

2款1項介護サービス等諸費、7目の居宅介護福祉用具購入費では、受給者の増加が見込まれることから、追加をいたします。

また、2款1項介護サービス等諸費から飛びまして、17ページ、18ページの上段、2款6項高額医療合算介護サービス等費までの各項目につきましては、介護給付費財政調整交付金が減額になりましたことから、それぞれ必要な財源補正を行い、4款1項及び3項につきましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を追加することから、財源補正するものとなっております。

19ページ、20ページをお開きいただきまして、5款1項1目基金積立金につきましては、介護保険料収入の剰余分を介護給付費準備基金に積立ていたしたく追加させていただくものでございます。

7款諸支出金、1項1目還付加算金では、第1号被保険者保険料の還付金の増加が見込まれることから追加をし、2目償還金では、前年度分の国庫支出金等に係る精算返還金を追加し、3項1目他会計繰出金では、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の剰余分を繰り戻すため追加するものとなっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

#### ○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第10、同意第4号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定



により、議会の同意を求めるものであります。

本案は、現教育委員である荻原五郎委員が11月15日をもって任期満了を迎えることから、後任として、太田市在住の都筑英和氏を選任いたしたく提案するものであります。

都筑氏は、群馬大学教育学部を卒業後、昭和56年4月から本町の西小学校で教員生活をスタートされ、昭和60年度から館林市立第十小学校、昭和62年度からは千代田中学校に勤務されました。

平成7年4月からは、群馬県教育委員会事務局職員として、東部教育事務所等に長らく勤務され、その間の2年間、桐生市立川内南小学校において教頭職をご経験されました。

平成22年7月には、明和町立明和東小学校において校長職に就任され、平成24年度から千代田町立西小学校、平成28年からは千代田町立東小学校の校長として、本町の学校教育の発展にご尽力をいただき、平成30年3月末日をもって退職されました。

以上のように、長い教員生活の中で、本町での勤務が18年に及び、退職後は千代田町いじめ問題対策委員会委員、放課後こども教室指導員、町教育委員会が実施した事業の点検・評価員としてご活躍いただいております。

学校教育分野における管理職経験、また県教育委員会での行政職経験など豊富な識見を持ち、人柄も温厚で信頼も厚く、本町の教育行政にお力添えをいただけるものと考え、教育委員として適任でありますので、ご提案するものであります。

なお、任期は、令和4年11月16日から4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第10、同意第4号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員であります大谷恵氏の任期が令和4年12月31日で満了することから、法務大臣に対して再度大谷氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

大谷氏については、在任中も人権擁護委員としての役割を認識し、熱意を持って積極的に人権相談や人権啓発など各種の人権擁護活動にご尽力いただいております。その功績は顕著であり、今後も人権擁護委員としての活動に大きな成果が期待できるものであります。

以上の理由から、大谷恵氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります池田博一氏の任期が令和4年12月31日で満了することから、法務大臣に対して新たに森茂人氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

今回推薦いたします森氏については、長きにわたり行政職員として公共の職務に精励され、福祉関係の職は16年間携わった経験があり、広く社会の実情に通じております。その豊かな経験と識見から、人権擁護委員としての活動に大きな成果が期待できるものであります。

以上の理由から、森茂人氏を人権擁護委員として推薦したいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案どおり適任者として決定いたしました。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休 憩 (午前10時35分)

---

再 開 (午前10時50分)

○議長(小林正明君) 休憩を閉じて再開いたします。

---

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長(小林正明君) お諮りいたします。

日程第13、認定第1号から日程第17、認定第5号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小林正明君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、認定第1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第16、認定第4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第17、認定第5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 認定第1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和3年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、一昨年より全国各地で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症ですが、本町においてもその影響を大きく受ける中、国、県の支援策に加え、町独自の支援策についても積極的に実施いたしました。

これらの新型コロナウイルス感染症対策予算等を計上したことにより、一般会計の最終予算総額は79億5,903万1,000円となり、過去最大の予算額となりました。現在は、ウィズコロナを見据えた新たな生活スタイルが定着しつつありますが、ウクライナ情勢による原油や穀物等の物価上昇といった新たな課題が生じています。

このような状況の中、本町においては町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額81億2,364万9,684円、歳出総額72億2,102万6,492円となり、差引額は9億262万3,192円となりました。これから翌年度への繰越額8,516万531円を差し引いた実質収支額は8億1,746万2,661円となりました。厳しい社会経済情勢下において、令和3年度について一応の成果と結果をご報告できますことは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす町税において、個人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少し、法人町民税では、感染症の影響を受けなかった企業が業績を伸ばしたことにより、増額となりました。

また、固定資産税では、土地分は農地等から雑種地への地目変更などにより、微増となりましたが、家屋分は評価替えに伴い、減少、償却資産分についても、企業の設備投資縮小や感染症関連の特例が適用されたことにより減少し、総額では減額となりました。これらの要因により、町税全体についても、前年度比5,207万5,000円の減額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税については、国の補正予算により、原資となる国税が増額されたことにより、追加交付を受けたため、前年度比2億4,408万6,000円の増となりました。

また、ふるさと応援寄附金では、町PR戦略の見直しが功を奏し、群馬県歴代最高額となる18億4,162万8,000円の収入となり、前年度と比較いたしますと569.2%、15億6,641万7,000円の大幅な増となりました。

財源の内訳では、自主財源比率が62.9%で、残りは地方交付税や国・県支出などの依存財源で37.1%となり、自主財源比率が前年度比で大幅に改善いたしました。これは、先ほどのふるさと応援寄附金の大幅増によるものであります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は90.7%であります。令和3年度では、継続事業となる地方創生関係事業の移住定住促進事業や、ふるさと応援寄附金制度充実事業などを積極的に実施したほか、令和2年度からの繰越事業にも取り組んでまいりました。

主な事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策では、ワクチン接種の早期開始や子育て世帯への臨時特別給付金の給付を実施したほか、地方創生臨時交付金を活用した町独自支援策に取り組みました。

都市基盤の整備では、都市計画道路の延伸について用地取得を進めたほか、舞木土地区画整理地内の公園整備を行い、住環境の向上を図りました。

公共施設の老朽化対策では、保健センターと総合福祉センターの複合化工事により、総合保健福祉センターがリニューアルオープンするなど時代に即した公共施設の適正配置と長寿命化に取り組みま

した。

そのほか、衛生環境の向上、農業振興対策、高齢社会対策や健康づくりの推進、教育・保育環境の充実など行政全般にわたり取り組みました。

主な財政指数である財政力指数については0.771であり、群馬県内でも上位に位置しております。

また、経常収支比率については85.2%と、前年度より8.0ポイント改善しております。財政健全化判断比率につきましては、全ての比率が早期健全化基準を下回っており、比率は算定されておられません。実質公債費比率においては4.9%と、0.4ポイント改善しました。

今後も第六次総合計画に定める町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べると、平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

令和3年度においては、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動から、保険給付費や1人当たりの医療費は増加いたしました。特定健診等の保健事業や医療費適正化事業により、医療費の抑制に努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額12億9,954万7,490円、歳出総額12億6,097万8,140円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の3,856万9,350円となりました。歳出では、予算現額に対しまして97.0%の執行率でありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、今後とも国民健康保険における相互扶助の趣旨や公平な保険税負担の啓発を推進するとともに、町が担っていく保健事業や医療費適正化事業について、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より開始され、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億3,711万3,916円、歳出総額1億3,465万9,038円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の245万4,878円となりました。歳出では、予算現額に対しまして96.9%の執行率でありました。

今後とも更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康増進や医療費適正化に努めてまいります。

次に、令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額10億2,685万7,283円、歳出総額9億7,088万9,931円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の5,596万7,352円となっております。歳出は、予算現額に対しまして96.6%の執行率でありました。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の1年目に当たりますが、保険料収入や保険給付費などの収支のバランスは適正範囲にあります。今後も介護給付適正化事業や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額2億9,827万5,173円、歳出総額2億9,504万5,716円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の322万9,457円となりました。歳出は、予算現額に対しまして95.6%の執行率でありました。

令和3年度の事業では、管渠築造工事を開削工法で1,068.7メートルを実施いたしました。

今後も下水道への接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、令和3年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月3日、4日及び10日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書

類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用状況も含め、総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標につきましては、町の財政力を示す財政力指数が0.771で、若干数値が下がりましたものの、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率は4.9%で、前年度より0.4ポイントの改善がなされております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は85.2%で、前年度より8.0ポイント改善されており、継続した改善への取組みが数値に表れたものと思われま。

歳入については、自主財源の根幹である町税の収入未済額は前年度より約500万円減少しており、収入未済額圧縮の取組みが数値に表れております。今後も住民負担の公平性を確保するため、収入未済額全般の圧縮に向けた取組みを望みます。なお、私債権における収入未済額の取組みについては、債権管理条例が制定されたことを踏まえ、確実に履歴を残すなど適切な管理を実施されるよう望みます。

歳出については、各種事業の展開に当たり、総合計画及び総合戦略を柱とした計画的な実施に努めつつ、新型コロナウイルス感染症対策など新たな行政課題にも継続して適正な対応がなされておりました。なお、町の役職員については、町における役割を明確に定義し、適切に報酬や報償費の支払いが行われるよう望みます。また、給食の提供については、町長部局であるこども園と教育委員会部局である小中学校で行われておりますが、給食費の取扱いを横断的に定めた条例の存在が好ましいと考えますので、条例の制定に向けた調査研究が行われるよう望みます。

令和3年度一般会計決算では、基金残高は約11億5,000万円の増加、単年度収支は約4億6,000万円の黒字、財政調整基金を加味した実質単年度収支は約6億1,000万円の黒字と、財政状況が大幅に改善されており、評価をするところであります。これからも新たな財源を積極的に確保しつつ、増収分の財源用途については、明確なビジョンを示されるよう望みます。

結びに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和3年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和3年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議はないようですので、議長から指名いたします。

委員長には5番、酒巻議員、副委員長には8番、森議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから15日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、15日まで休会といたします。

なお、9日金曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願いたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時17分）

## 令和4年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月16日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（11名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
6番	橋本和之君	7番	大谷純一君
8番	森雅哉君	9番	川田延明君
10番	高橋祐二君	11番	柿沼英己君
12番	小林正明君		

○欠席議員（1名）

5番 酒巻広明君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	田島育子君
総務課長	宗川正樹君
企画財政課長	須永洋子君

会計管理者 兼税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民福祉課長	高 田 充 之 君
健康子ども課長	久 保 田 新 一 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	荒 井 稔 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	森 田 晃 央 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小林正明君) おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長(小林正明君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

5番、酒巻議員においては欠席届が提出され、本日欠席となることを報告いたします。

---

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長(小林正明君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月8日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、副委員長より一括報告していただきます。

特別委員会副委員長、森議員。

[決算審査特別副委員長(森 雅哉君)登壇]

○決算審査特別副委員長(森 雅哉君) おはようございます。委員長欠席のため、千代田町議会委員会条例第11条の規定により、副委員長である私から委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和4年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和4年9月8日。審査年月日、令和4年9月12日、13日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(小林正明君) ただいま一括して副委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和3年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和3年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

---

#### ○議員派遣の件

○議長（小林正明君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小林正明君） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

### ○町長挨拶

○議長（小林正明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和4年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月7日から本日までの10日間にわたり、令和3年度の決算認定をはじめ補正予算や条例制定など全ての案件について原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

また、会期中におきまして、ご意見、ご提案のありました点などにつきましては、今後の行政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じております。

9月6日、前千代田町長であります大谷直之氏のご逝去され、9月10日、お通夜、9月11日、告別式が執り行われました。近隣首長をはじめ国会議員や県議会議員など多くの方々にご参列いただき、皆さんで最後のお別れをいたしました。大谷前町長はも人情味あふれるお人柄で、多くの方から愛され、そして株式会社ジョイフル本田様を本町へ誘致した立て役者であります。そのほかにも多くのご功績を残され、平成30年の秋の叙勲に際し、旭日双光章の榮に浴されております。大谷前町長のこれまでのご功績に敬意を表するとともに、この場をお借りいたしまして、ご冥福をお祈り申し上げます。

現在、4回目となる新型コロナワクチン接種が4月から順次執り行われております。メディアなどでもご存じのとおり、第7波となる新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るっておりますので、引き続き日頃からの感染症対策をお願いいたします。

また、本町の夏の恒例行事であります8月18日の川せがきでは、水難事故で亡くなった方々に対しまして、読経と灯籠流しによる川せがき供養を実施し、約150年続く伝統を守り続けております。なお、花火については、無観客で全長2キロにわたり最大20か所からの打ち上げに挑戦いたしました。無観客だからこそ今回可能となった花火の打ち上げであり、町制施行40周年にふさわしい内容でありました。コロナ収束を願い、そしてコロナに立ち向かっている全ての方々へ夏の風物詩である花火を

通して、夜空に希望の光をともすことができたと思っております。職員や議員各位の力添えや川せがき保存会をはじめとする関係者の皆様へ深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

利根川新橋の関係では、一般質問でも答弁いたしました。8月26日おきまして、小林熊谷市長を会長とする利根川新橋建設促進期成同盟会の埼玉県要望があり、大野埼玉県知事と直接お会いをし、要望活動を行ってまいりました。会議の中で、大野埼玉県知事からも今年度事業化に向けた具体的なアクセスルートの検討を進めるなど前向きなご回答をいただいております。我々といたしましても、利根川新橋建設早期着工に向け、次のステージにギアを切り替え、要望活動を行っていく必要があると考えております。

そのほかにも、(仮称)西呂楽3町地域広域幹線産業道路の整備につきましても、西呂楽3町で協議しつつ、足並みをそろえながら、要望活動を展開していく必要があります。引き続き我々にできることを進めていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

9月2日において町制施行40周年事業でありますNHKラジオ「NEXT名人寄席」の公開録画を実施し、町内外から多くの方にお集まりいただき、笑いがあふれる楽しい時間を過ごしていただきました。無事に終わることができましたのも、関係者各位のおかげでありました。ありがとうございました。

ご存じのとおり、今月は防災月間です。この機会にご家庭の備蓄品の確認や確保、避難経路の確認、災害発生した場合の対処など再度見直していただくとともに、いつ発生するか分からない地震や台風などの災害の備えの強化をお願いいたします。

また、今月11月のオープンに向けて、マナベインテリアハーツ様の工事が進んでおります。残りの商業地の完売に向けて引き続き企業誘致に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

「現代、コロナ禍でも新しい出会いを探してみませんか」と題しまして、呂楽館林婚活パーティー「まちコン」を10月29日に開催いたします。25歳から45歳ぐらいの独身男女を対象に各50名を定員といたしまして、10月14日まで募集しております。男性は呂楽郡・館林在住・在勤の方、女性は移住地、勤務地を問いません。ぜひとも友人、知人などへご紹介いただき、多くの方々へ新しい出会いを提供したいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、今後のイベントは、現段階で分かっていることは、町民体育祭、産業祭は、今年度は中止といたしました。文化祭、利根川おもてなしマラソンは、現段階では行う予定でおります。その節はご協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、議員各位におかれましては、引き続き健康管理にご留意いただきながら、町勢発展のためご活躍いただけますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。



## ○閉会の宣告

○議長（小林正明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日から本日まで10日間にわたり、令和4年第3回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

本会議では、4名の議員より一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、2日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長をはじめとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。会期中、議員各位から寄せられたよき提案や指摘、意見を行政運営または行政の執行に反映していただきますようお願いいたします。今後とも有効な予算執行に努めていただき、行政サービスの更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス第7波は、予想を大きく上回る大流行になり、日本が新規感染者数で世界最多となりました。現在は感染拡大のペースは鈍ったものの、いまだに多くの感染者が確認されており、群馬県独自のガイドラインに基づく警戒レベルは2となっております。今後においても感染対策はしっかり行っていかなければなりません。

また、本町においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業の補正予算が専決処分事項として承認されました。住民に対する支援事業や経済対策事業など多岐にわたっておりますが、先ほど町長の報告の中にもありましたが、その中でも8月18日に「千代田の祭り・川せがき」の花火が3年ぶりに実施されました。ステイホームでの観覧になりましたが、創意工夫を凝らした花火は、今まで実施された中でも一段とすばらしく、思い出に残る花火になったと思います。周辺の町村、町等からも絶賛された言葉は私も何度も聞いております。関係の皆様のご努力、誠にありがとうございました。

結びに、例年になく梅雨明けが早く、その分暑さの厳しい日が続きましたが、季節は日一日と秋が深まってまいりました。皆様には健康に十分留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、令和4年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。御礼を申し上げ、終了といたします。

閉 会 （午前 9時20分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年 月 日

千代田町議会議長 小 林 正 明

①署名議員 大 谷 純 一

②署名議員 森 雅 哉